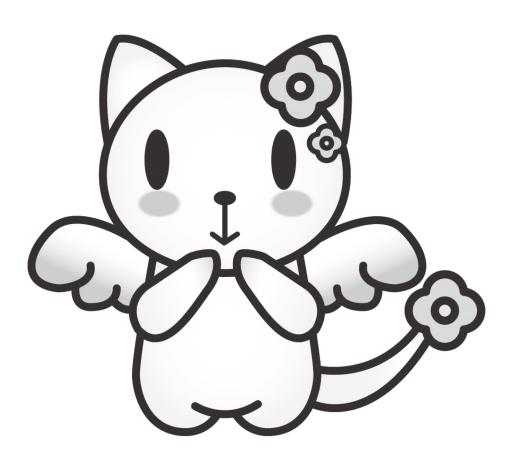
せたがやホッと子どもサポート 活動報告書〈平成 29 年度〉



マスコットキャラクター なちゅ

世田谷区子どもの人権擁護機関



〈名称〉:世田谷区子どもの人権擁護機関

〈通称〉: せたがやホッと子どもサポート (略称: せたホッと)

もくじ

Ι	世田往	谷区子どもの人権擁護委員「せたがやホッと子どもサポート」の制度	
	1	子どもの人権擁護委員の設置目的、職務	
	2	委員への協力	
	3	対象	
	4	体制	
	5	相談方法等	
	6	相談の流れ(仕組み)	
	7	擁護委員会議	
	8	これまでの経過	4
п	平成	29年度の活動状況	
	1	相談活動の状況	
	2	権利の侵害を取り除くための申立て等	
	3	相談方法と内容の分析	15
Ш	相談	対応・調整活動状況	
	1	事例紹介	
	2	関係機関との連携	24
IV	広報	• 啓発活動	
	1	広報・啓発	
	2	広報・啓発物品の一覧	
	3	研修会への講師派遣	
	4	視察受入れ	
	5	他自治体との交流	
	6	関係機関との意見交換	
	7	活動報告会	33
v		セージ、相談者からの声	
		子どもサポート委員 半田 勝久	
		相談・調査専門員 田中 由美子、渡邊 峻平	
	3	相談者からの声	40
退倍	£にあ	たって 前子どもサポート委員 一場 順子	41
おね	つりに	子どもサポート委員 月田 みづえ	43
参	ទ 資料		
		田谷区子ども条例	
		田谷区子ども条例施行規則	
		談状況の集計推移	
		ンケート結果	
	ホ	ッとにきゅうさいFAX	59

世田谷区子どもの人権擁護委員「せたがやホッと子どもサポート」の制度

- 1 子どもの人権擁護委員の設置目的、職務
- 2 委員への協力
- 3 対象
- 4 体制
- 5 相談方法等
- 6 相談の流れ(仕組み)
- 7 擁護委員会議
- 8 これまでの経過

I 世田谷区子どもの人権擁護委員「せたがやホッと子どもサポート」の制度

1 子どもの人権擁護委員(以下、子どもサポート委員)の設置目的、職務

(1)設置目的

子どもの人権を擁護し、権利を侵害された子どものすみやかな救済を図るため。

(2)位置づけ

地方自治法第138条の4第3項に基づく区長及び教育委員会の附属機関(*)

*子どもの権利侵害の事案には、区立学校で発生したものや、保育所、児童館など学校以外の区の機関で起こったもの、あるいは私立学校、職場、家庭で起こったものなど、多岐にわたることが想定される。こうした事案に対して、区長部局と教育委員会が一体となって区全体で子どもの権利侵害に関する救済等に取り組んでいくことを明確にするため、両執行機関の附属機関として共同設置した。

(3)職務内容

- ①子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な助言や支援をすること。
- ②子どもの権利の侵害についての調査をすること。
- ③子どもの権利の侵害を取り除くための調整や要請をすること。
- ④子どもの権利の侵害を防ぐための意見を述べること。
- ⑤子どもの権利の侵害を取り除くための要請、子どもの権利の侵害を防ぐための意見などの 内容を公表すること。
- ⑥子どもの権利の侵害を防ぐための見守りなどの支援をすること。
- (7)活動の報告をし、その内容を公表すること。
- ⑧子どもの人権の擁護についての必要な理解を広めること。

2 委員への協力

- ・区の機関は、委員の設置の目的を踏まえ、その職務に協力しなければならない。
- ・区民や区以外の機関は、その職務に協力するよう努めなければならない。

3 対象

18歳未満の子どもの権利侵害にかかる事案。(子どもに準ずる場合として18歳又は19歳で高等学校等に在学等している場合も対象)

4 体制

(1)子どもサポート委員 3名

氏 名	所 属 等
月田 みづえ (つきだ みづえ)	昭和女子大学非常勤講師 (子ども家庭福祉、社会福祉)
半田 勝久(はんだ かつひさ)	日本体育大学体育学部准教授 (教育制度学、教育法学、情報科学、子ども支援学)
平尾 潔 (ひらお きよし) ※平成30年4月1日付で就任	弁護士 (第二東京弁護士会)
一場 順子(いちば よりこ) ※平成30年3月31日付で退任	弁護士 (東京弁護士会)

各委員の独任制を原則とする。要請、意見表明等の際は、より慎重を期すために、委員間の協議により対応する。

(2)相談・調査専門員 5名

子どもサポート委員を補佐し、相談対応や関係機関との連絡、調整等を行う。

社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、幼稚園教諭、保育士、中学校教諭、高等学校教諭の有資格者など。

(3)事務局

子どもサポート委員の補佐、区組織との連携・調整等を行う。

子ども・若者部子ども家庭課の職員

5 相談方法等

- (1)相談方法
 - (電話: 0120-810-293 [フリーダイヤル]
 - ○メール:区ホームページ 子どもなやみそうだん → せたがやホッと子どもサポートより、メール入力用フォームに相談内容を記入し、送信
 - ○面 接:予約なしの相談も可
 - ○FAX: 03-3439-6777 (ホッとにきゅうさいFAX 59ページに送信フォーム掲載)
 - ○その他: 手紙、はがきによる相談も可
- (2)相談時間 月曜日~金曜日:午後1時~午後8時

土曜日:午前10時~午後6時(日曜日・祝日・年末年始はお休み)

(3)窓口所在地

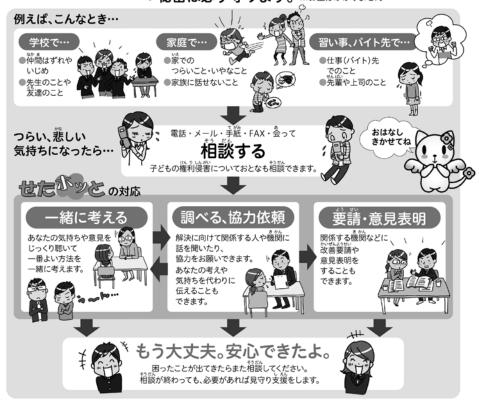
世田谷区宮坂3-15-15 子ども・子育て総合センター3階 (小田急線 経堂駅北口より徒歩7分)

6 相談の流れ(仕組み)



子どもにはまもられる権利、大切にされる権利があります。おとなでも子どもでも、この権利を侵害してはいけません。これまで相談してうまくいかなかったことも「せたホッと」に話してみませんか。(自分のことでなくても大丈夫です)

秘密は必ず守ります。※お盗はかかりません



7 擁護委員会議

世田谷区子ども条例施行規則第15条では、「擁護委員の職務執行の一般方針その他の必要な事項を決定するため、擁護委員全員で構成する擁護委員会議を設置する」(1項)とし、擁護委員の互選のもと代表擁護委員を置き(2項)、代表擁護委員が招集し(3項)、非公開とする(4項)と規定しています。

案件への対応は各委員の独任制を基本としていますが、会議ではそれぞれの専門分野から子どもの最善の利益実現のためにどのようにしていけばよいのか検討します。申立て案件や発意案件に関しては擁護委員の合議で方針を決めています。平成29年度は計18回開催しました。

個別ケース対応に関する検討は、会議開催日以外にも随時行っています。

平成29年度擁護委員会議の開催回数

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
回数	1	2	2	2	1	1	1	2	2	1	1	2	18

8 これまでの経過

6 これよどの 程	
平成14年 4月 (2002年)	子ども条例施行
平成17年 3月 (2005年)	子ども計画策定、教育ビジョン策定
平成23年12月 (2011年)	区立校の小学5年生及び中学2年生約2,600人を対象に「子どもの生活と人権意 識」に関する調査を実施
平成24年 5月 (2012年)	子どもの人権擁護の仕組み検討アドバイザー会議を設置、新たな制度の具体的 検討に着手
10月	同会議にて「子どもの人権擁護の仕組み検討まとめ報告」とりまとめ
12月	子ども条例を改正し、第三者機関として子どもの人権擁護委員を位置づけ
平成25年 2月 (2013年)	子どもの人権の擁護と救済を考えるシンポジウム「新たな第三者機関の設置に向 けて」開催 (成城ホール)
4月	改正子ども条例を施行、せたがやホッと子どもサポート(せたホッと)設置
7月	区立子ども・子育て総合センター (宮坂3-15-15) にて相談業務を開始
平成26年 6月 (2014年)	「平成25年度活動報告書」を発行
7月	平成25年度の活動報告会を開催 (成城ホール)
平成27年 3月 (2015年)	区立学校の通常学級での特別支援教育に関する意見を表明
6月	「平成26年度活動報告書」を発行
7月	平成26年度の活動報告会を開催(北沢タウンホール)
平成28年 6月 (2016年)	「平成27年度活動報告書」を発行
7月	平成27年度の活動報告会を開催(北沢タウンホール)
平成29年 6月 (2017年)	「平成28年度活動報告書」を発行
7月	平成28年度の活動報告会を開催 (子ども・子育て総合センター)

Π

平成 29 年度の活動状況

- 1 相談活動の状況
- 2 権利の侵害を取り除くための申立て等
- 3 相談方法と内容の分析

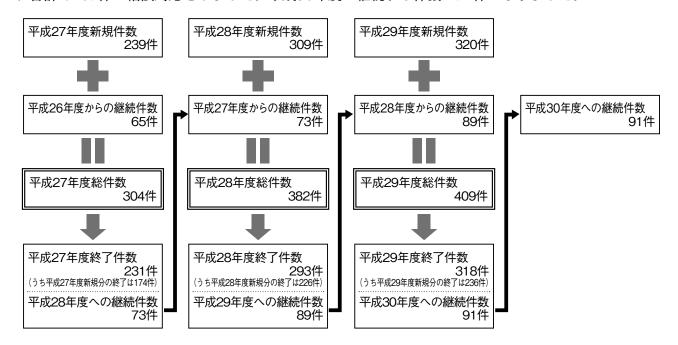
Ⅱ 平成29年度の活動状況

1 相談活動の状況

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの相談活動の状況は、平成28年度からの相談継続件数を含め、以下のとおりです。

(1) 相談の状況

平成29年度の新規件数は320件でした。平成28年度からの継続件数は89件だったため、平成29年度は、合計で409件の相談対応をしました。平成30年度へ継続する件数は91件になりました。



(2) 平成29年度の新規件数

平成29年度の新規件数、320件の月別・相談者別の内訳は以下のとおりです。

			新規·	件数			
	子と	ŧ	おと	な	月別計		
4月	4	(1.3%)	8	(2.5%)	12	(3.8%)	
5月	18	(5.6%)	6	(1.9%)	24	(7.5%)	
6月	38	(11.9%)	21	(6.6%)	59	(18.4%)	
7月	12	(3.8%)	10	(3.1%)	22	(6.9%)	
8月	12	(3.8%)	5	(1.6%)	17	(5.3%)	
9月	24	(7.5%)	15	(4.7%)	39	(12.2%)	
10月	20	(6.3%)	10	(3.1%)	30	(9.4%)	
11月	16	(5.0%)	17	(5.3%)	33	(10.3%)	
12月	17	(5.3%)	10	(3.1%)	27	(8.4%)	
1月	11	(3.4%)	4	(1.3%)	15	(4.7%)	
2月	8	(2.5%)	10	(3.1%)	18	(5.6%)	
3月	12	(3.8%)	12	(3.8%)	24	(7.5%)	
合計	192	(60.0%)	128	(40.0%)	320	(100.0%)	

(3) 平成29年度の延べ相談対応数、活動回数

新規件数320件に平成28年度からの継続件数89件を加えた409件について、延べ相談回数1,260回(初回から終了までの間に相談者から寄せられた電話やメールなどによる相談回数)、相談者への活動回数647回(「せたホッと」から相談者に対して連絡を行った回数)、関係機関との活動回数504回(学校や区の他部署等とのやり取りを行った回数)、そのすべてを合わせた総活動回数は2,411回となりました。活動回数の中には終了後の見守り対応も含んでいます。

なお、平成28年度の総活動回数は2,380回でした。

29		延べ相談回数		相記	炎者への活動回	回数	関係機関との	総活動回数
年度	子ども	おとな	月別計	子ども	おとな	月別計	活動回数	祁泊勤凹数
4月	33	34	67	23	23	46	37	150
	(1.4%)	(1.4%)	(2.8%)	(1.0%)	(1.0%)	(1.9%)	(1.5%)	(6.2%)
5月	42	37	79	18	21	39	16	134
	(1.7%)	(1.5%)	(3.3%)	(0.7%)	(0.9%)	(1.6%)	(0.7%)	(5.6%)
6月	91	50	141	36	25	61	22	224
	(3.8%)	(2.1%)	(5.8%)	(1.5%)	(1.0%)	(2.5%)	(0.9%)	(9.3%)
7月	60	57	117	24	36	60	53	230
	(2.5%)	(2.4%)	(4.9%)	(1.0%)	(1.5%)	(2.5%)	(2.2%)	(9.5%)
8月	56	39	95	28	22	50	29	174
	(2.3%)	(1.6%)	(3.9%)	(1.2%)	(0.9%)	(2.1%)	(1.2%)	(7.2%)
9月	65	43	108	11	35	46	41	195
	(2.7%)	(1.8%)	(4.5%)	(0.5%)	(1.5%)	(1.9%)	(1.7%)	(8.1%)
10月	56	53	109	16	36	52	40	201
	(2.3%)	(2.2%)	(4.5%)	(0.7%)	(1.5%)	(2.2%)	(1.7%)	(8.3%)
11月	41	80	121	11	40	51	60	232
	(1.7%)	(3.3%)	(5.0%)	(0.5%)	(1.7%)	(2.1%)	(2.5%)	(9.6%)
12月	46	67	113	22	44	66	54	233
	(1.9%)	(2.8%)	(4.7%)	(0.9%)	(1.8%)	(2.7%)	(2.2%)	(9.7%)
1月	31	30	61	17	27	44	46	151
	(1.3%)	(1.2%)	(2.5%)	(0.7%)	(1.1%)	(1.8%)	(1.9%)	(6.3%)
2月	28	71	99	8	39	47	37	183
	(1.2%)	(2.9%)	(4.1%)	(0.3%)	(1.6%)	(1.9%)	(1.5%)	(7.6%)
3月	42	108	150	14	71	85	69	304
	(1.7%)	(4.5%)	(6.2%)	(0.6%)	(2.9%)	(3.5%)	(2.9%)	(12.6%)
合計	591	669	1,260	228	419	647	504	2,411
	(24.5%)	(27.7%)	(52.3%)	(9.5%)	(17.4%)	(26.8%)	(20.9%)	(100.0%)

※前年度からの継続件数89件を加えた409件に対する回数

		延べ相談回数			淡者への活動回]数	関係機関との	総活動回数
	子ども	おとな	月別計	子ども	おとな	月別計	活動回数	祁泊到凹奴
29	591	669	1,260	228	419	647	504	2,411
年度	(24.5%)	(27.7%)	(52.3%)	(9.5%)	(17.4%)	(26.8%)	(20.9%)	(100.0%)
28	812	461	1,273	321	266	587	520	2,380
年度	(34.1%)	(19.4%)	(53.5%)	(13.5%)	(11.2%)	(24.7%)	(21.8%)	(100.0%)

(4) 相談状況の詳細と前年度との比較

① 相談の内容

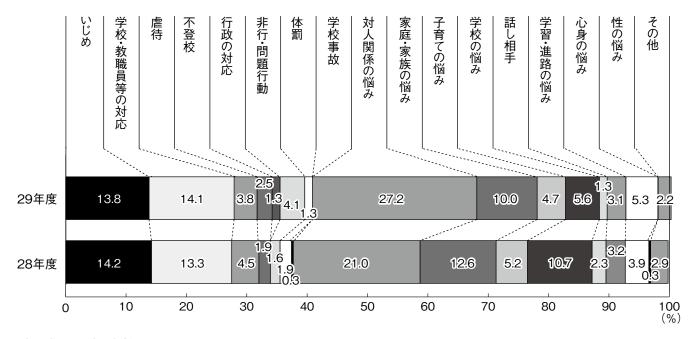
平成29年度の新規の相談内容で最も多かったのは、「対人関係の悩み」(87件、27.2%)でした。次いで、「学校・教職員等の対応」(45件、14.1%)「いじめ」(44件、13.8%)、「家庭・家族の悩み」(32件、10.0%)、「学校の悩み」(18件、5.6%)となりました。

平成28年度と比較すると、「学校の悩み」に関する相談が減り、「対人関係の悩み」や「非行・問題行動」 に関する相談が増えました。

表① 相談内容

いじめ	学校・教職員 等の対応	虐待	不登校	行政の対応	非行・問題 行動	体罰	差別	セクハラ	学校事故
44 (13.8%)	45 (14.1%)	12 (3.8%)	8 (2.5%)	4 (1.3%)	13 (4.1%)	4 (1.3%)	_	_	_
対人関係 の悩み	家庭・家族の 悩み	子育ての 悩み	学校の 悩み	話し相手	学習・進路 の悩み	心身の 悩み	性の悩み	その他	合計
87 (27.2%)	32 (10.0%)	15 (4.7%)	18 (5.6%)	4 (1.3%)	10 (3.1%)	17 (5.3%)	_	7 (2.2%)	320 (100.0%)

図① 相談内容の比較グラフ



② 初回の相談者

平成28年度に引き続き子どもからの相談が増加しており、子ども「本人」(190件、59.4%) からと「友だち」(2件、0.6%) からの相談件数が、おとなからの相談件数より多くなりました。権利の侵害を受けていると思われる「本人」の「きょうだい」からの相談はありませんでした。おとなからの相談の内訳は、「母親」(104件、32.5%)、「父親」(6件、1.9%)、「関係機関」(13件、4.1%) となりました。なお、「祖父母」からの相談はありませんでした。

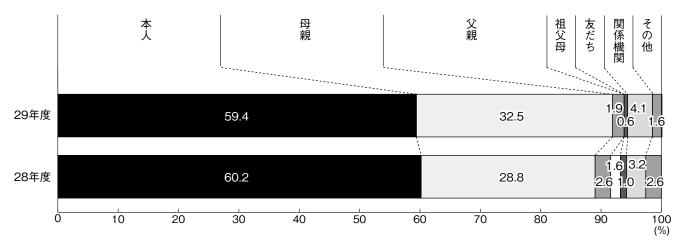
また、「関係機関」が初回の相談者となるケースが、平成28年度に引き続き増加しています。「関係機関」の内訳は、「学校」「保育所」「児童福祉施設」でした。

「その他」の内訳は、「クラスメイトの保護者」や「同じ塾に通う友人の保護者」などでした。

表② 初回の相談者

本人	母親	父親	祖父母	友だち	きょうだい	関係機関	その他	合計
190 (59.4%)	104 (32.5%)	6 (1.9%)	_	2 (0.6%)		13 (4.1%)	5 (1.6%)	320 (100.0%)

図② 初回の相談者の比較グラフ



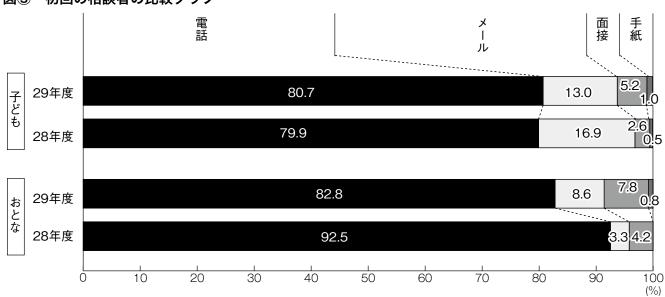
③ 初回の相談方法

初回の相談方法は、例年同様、「電話」が全体の8割以上(261件、81.6%)を占めており、次いで、「メール」(36件、11.3%)、「面接」(20件、6.3%)、「手紙」(3件、0.9%)となりました。平成29年度は、「面接」による初回相談が増加し、平成28年度(10件、3.2%)に比べ2倍となりました。

表③ 初回の相談方法

	電話	メール	面接	手紙	合計
子ども	155 (80.7%)	25(13.0%)	10(5.2%)	2(1.0%)	192(100.0%)
おとな	106 (82.8%)	11 (8.6%)	10(7.8%)	1 (0.8%)	128(100.0%)
合計	261 (81.6%)	36(11.3%)	20(6.3%)	3(0.9%)	320(100.0%)

図③ 初回の相談者の比較グラフ



④ 相談対象となる子どもの所属

相談対象となる子どもの所属では、「小学校」に在学している子どもに関する相談が全体の約6割 (184件、57.5%) で最も多く、次に「中学校」(69件、21.6%)、「高校等」(54件、16.9%) となりました。

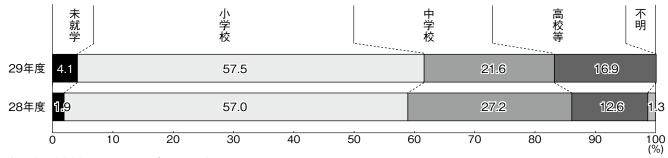
また、平成28年度に比べ、「未就学」と「小学校」、「高校等」に関する相談が増加しました。

※「高校等」には、18歳又は19歳で高等学校等に在学および児童福祉施設に在籍している場合も含む。

表④ 子どもの所属

未就学	小学校	中学校	高校等	不明	合計
13(4.1%)	184 (57.5%)	69(21.6%)	54(16.9%)	_	320(100.0%)

図4 子どもの所属の比較グラフ



⑤ 相談対象となる子どもの学年

相談対象となる子どもの学年で最も多かったのは、「小学校5年」(43件、13.4%)でした。次いで、「小学校6年」(38件、11.9%)、「小学校4年」(29件、9.1%)となりました。

平成28年度との比較では、「小学校5年」からの相談が最も増加しており、次に「高校1年」(28件、8.8%)の相談が増加しています。一方で、「小学校6年」、「中学校1年」(28件、8.8%)の相談が減少しています。

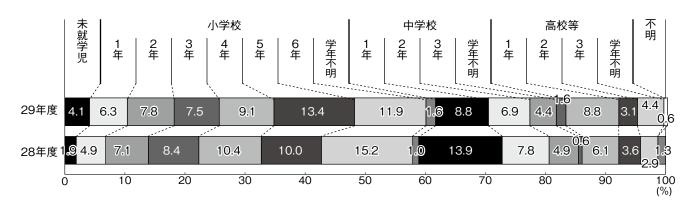
「学年不明(等)」および「不明」は、学年や所属を確認できずにメールや電話での相談を終えたケースや、 学年や所属を明かしたくないといった相談が含まれます。

※「高校等」には、18歳又は19歳で高等学校等に在学および児童福祉施設に在籍している場合も含む。

表⑤ 子どもの学年

未就学									
本 机子	1年	2年	3年	4年	5年	6年	学年不明		
13 (4.1%)	20 (6.3%)	25 (7.8%)	24 (7.5%)	29 (9.1%)	43 (13.4%)	38 (11.9%)	5 (1.6%)		
	中学校			高校等				不明	合計
1年	2年	3年	学年不明	1年	2年	3年	学年不明	1\195	
28 (8.8%)	22 (6.9%)	14 (4.4%)	5 (1.6%)	28 (8.8%)	10 (3.1%)	14 (4.4%)	2 (0.6%)	_	320 (100.0%)

図⑤ 子どもの学年の比較グラフ



⑥ 相談者との相談方法

相談者とのやり取りは、子どもが819回、おとなが1,088回、合計1,907回でした。平成28年度は子どもが1,133回、おとなが727回であり、子どもとのやり取りが減少、おとなとのやり取りが増加しました。

そのうち、相談者からの相談方法で最も多いのは、子どもは「電話」(316回、38.6%)、次いで「メール」(161回、19.7%) でした。おとなも「電話」(446回、41.0%) が最も多く、次いで「メール」(127回、11.7%) となりました。

「せたホッと」から相談者への連絡方法では、子どもに対しては「メール」(162回、19.8%)、おとなに対しては「電話」(254回、23.3%)が、最も多かったです。

平成28年度に比べ、子どもとのやり取りでは、「電話」や「メール」が減少し、「面接」や「手紙」でのやり取りが増加しました。一方、おとなとのやり取りは、全体的に増加しており、特に「メール」の割合が最も多く増加しました。

表⑥ 相談者との相談方法

	電	話	у-	ール	面	 接	手	-紙	F	AX		
29年度	相談者から	せたホッと から	相談者から	せたホッと から	所内 面接	訪問 面接	相談者から	せたホッと から	相談者から	せたホッと から	計	合計
子ども	316 (38.6%)	35 (4.3%)	161 (19.7%)	162 (19.8%)	109 (13.3%)	24 (2.9%)	4 (0.5%)	6 (0.7%)	1 (0.1%)	1 (0.1%)	819	
合計	3	51	3	23	13	33	1	0	į	2	(100.0%)	1,907
おとな	446 (41.0%)	254 (23.3%)	127 (11.7%)	108 (9.9%)	89 (8.2%)	46 (4.2%)	5 (0.5%)	5 (0.5%)	2 (0.2%)	6 (0.6%)	1,088	1,907
合計	7	00	2	35	13	35	1	0		8	(100.0%)	

	電	話	У-	ール	面	接	手	-紙	F	AX		
28年度	相談者から	せたホッと から	相談者から	せたホッと から	所内 面接	訪問面接	相談者から	せたホッとから	相談者から	せたホッと から	計	合計
子ども	452 (39.9%)	34 (3.0%)	282 (24.9%)	271 (23.9%)	77 (6.8%)	15 (1.3%)	1 (0.1%)	1 (0.1%)	_	_	1,133 (100.0%)	
合計	4	86	5	53	9	2	:	2	-	<u> </u>		1,860
おとな	354 (48.7%)	182 (25.0%)	48 (6.6%)	31 (4.3%)	52 (7.2%)	46 (6.3%)	1 (0.1%)	3 (0.4%)	6 (0.8%)	4 (0.6%)	727	1,000
合計	5	36	7	'9	9	8		4	1	0	(100.0%)	

⑦ 初回の相談者が子どもの場合の相談内容

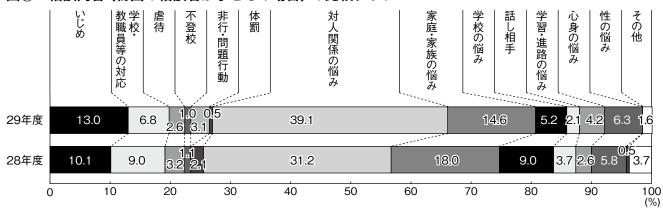
初回の相談者が子ども(本人190件と友だち2件を合わせた192件)の場合においても、相談内容は「対 人関係の悩み」(75件、39.1%)が最も多く、全体の約4割を占めています。次いで、「家庭・家族の悩み」 (28件、(28件、(25件 (25)件 (25)件

平成28年度に比べ、「対人関係の悩み」や「いじめ」、「非行・問題行動」の相談が増加し、「家庭・家 族の悩み」や「学校の悩み」が減少しました。

表(7)	相談内容	(初回の相談者が子ども	(合島の
বহ (/)	们谈门谷	(物凹の他談石が丁して	ツツ塚ロル

いじめ	学校・教職員 等の対応	虐待	不登校	行政の対応	非行·問題 行動	体罰	差別	セクハラ	学校事故
25 (13.0%)	13 (6.8%)	5 (2.6%)	2 (1.0%)	_	6 (3.1%)	1 (0.5%)	_	_	_
対人関係 の悩み	家庭・家族の 悩み	子育 <i>て</i> の 悩み	学校の 悩み	話し相手	学習・進路 の悩み	心身の 悩み	性の悩み	その他	合計
75 (39.1%)	28 (14.6%)	_	10 (5.2%)	4 (2.1%)	8 (4.2%)	12 (6.3%)	_	3 (1.6%)	192 (100.0%)

相談内容(初回の相談者が子どもの場合)の比較グラフ 図(7)



⑧ 初回の相談者が子どもの場合の子どもの学年

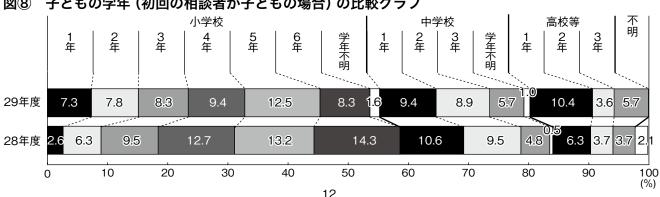
初回の相談者が子どもの場合においても、「小学校5年」(24件、12.5%)が最も多かったです。平成 28年度との比較では、小学校低学年(「小学校1年」、「小学校2年」)や「中学校3年」、高校生からの相談 が増加しています。

※「高校等」には、18歳又は19歳で高等学校等に在学および児童福祉施設に在籍している場合も含む。

表⑧ 子どもの学年(初回の相談者が子どもの場合)

	· • ·									
未就学				小学校						
木 机子	1年	2年	3年	4年	5年	6年	学年不明			
_	14 (7.3%)	15 (7.8%)	16 (8.3%)	18 (9.4%)	24 (12.5%)	16 (8.3%)	3 (1.6%)			
	中等	学校			高村	 交等		不明	7700 A = 1	
1年	2年	3年	学年不明	1年	2年	3年	学年不明	イトル月	合計	
18 (9.4%)	17 (8.9%)	11 (5.7%)	2 (1.0%)	20 (10.4%)	7 (3.6%)	11 (5.7%)	_	_	192 (100.0%)	

図⑧ 子どもの学年(初回の相談者が子どもの場合)の比較グラフ



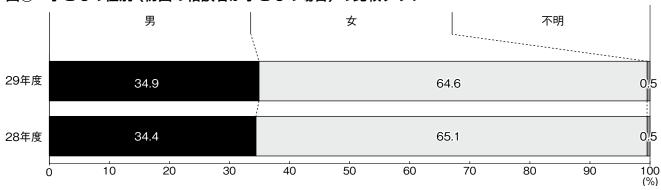
⑨ 初回の相談者が子どもの場合の性別

初回の相談者が子どもの場合における性別の内訳は、女子からの相談(124件、64.6%)が男子からの相談(67件、34.9%)よりも多かったです。平成28年度と同様に、男子からの相談が3割を越え、増加傾向にあります。

表⑨ 子どもの性別(初回の相談者が子どもの場合)

男	女	不明	合計
67 (34.9%)	124 (64.6%)	1 (0.5%)	192 (100.0%)

図⑨ 子どもの性別 (初回の相談者が子どもの場合) の比較グラフ



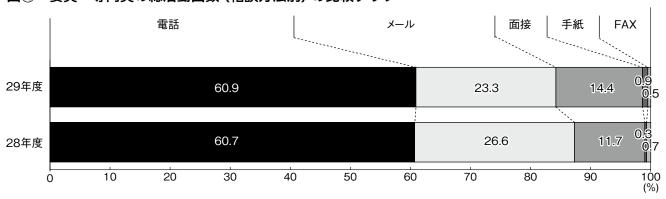
⑩ 委員・専門員の総活動回数(相談方法別)

相談方法としては、「電話」(1,469回、60.9%)が約6割で最も多く、次いで「メール」(562回、23.3%)、「面接」(346回、14.4%)となりました。平成28年度との比較では、「面接」や「手紙」の活動回数が増えました。

表⑩ 委員・専門員の総活動回数(相談方法別)

電話	メール	面接	手紙	FAX	合計
1,469 (60.9%)	562 (23.3%)	346 (14.4%)	21 (0.9%)	13 (0.5%)	2,411 (100.0%)

図⑩ 委員・専門員の総活動回数 (相談方法別) の比較グラフ



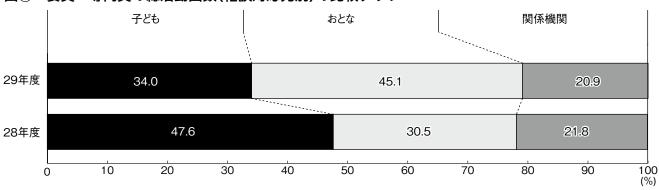
① 委員・専門員の総活動回数(相談対応先別)

相談対応先としては、「おとな」(1,088回、45.1%)とのやり取りが最も多く、次いで「子ども」(819回、34.0%)、「関係機関」(504回、20.9%)でした。「子ども」とのやり取りの割合が4割を切り、一方で「おとな」とのやり取りが増加しました。

表① 委員・専門員の総活動回数(相談対応先別)

子ども	おとな	関係機関	合計
819 (34.0%)	1,088 (45.1%)	504 (20.9%)	2,411 (100.0%)

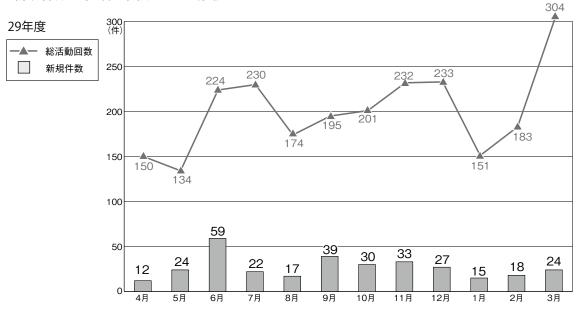
図① 委員・専門員の総活動回数(相談対応先別)の比較グラフ

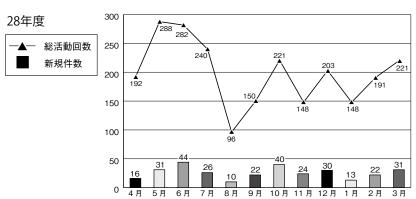


⑫ 新規件数と総活動回数の月別推移

新規件数は、6月、9月、11月の順に多く相談がありました。総活動回数は、3月、12月、11月の順に多く活動しました。

表⑫ 新規件数と総活動回数の月別推移





2 権利の侵害を取り除くための申立て等

平成29年度は、世田谷区子ども条例第19条に基づく権利侵害を取り除くための申し立てはありませんでした。

3 相談方法と内容の分析

平成29年度の新規件数は320件あり、平成28年度からの継続件数89件をあわせると、対応した総件数は409件でした。初回の相談方法では「電話」が最も多く、全体の8割以上でした。この傾向は、開設当初から続いています。「メール」による相談は子どもが減少し、おとなが増加しました。おとなの相談者のなかには仕事をしている方も多いため、時間の制約がなく空いた時間に利用をすることができる「メール」相談の利用につながっているものと考えられます。また、子ども、おとなともに、「直接話すのが苦手」「匿名で相談をしたい」という理由から「メール」による相談を利用される方も多く、一定程度、文字のみでやり取りする相談に対するニーズがあることがうかがわれます。

一方、「面接」での相談も増加しており、子ども、おとなともに、平成28年度の2倍となりました。電話やメールと比べ時間も手間もかかりますが、「直接顔を見て話をしたい」という理由から、「せたホッと」へ来所されることが多いようです。初回の相談方法が「電話」の場合でも、「面接の予約をしたい」という形で初めに電話をいただくことも多いため、実際の数字よりも「面接」を希望される相談者は多いといえます。また、おとなの「面接」の件数が増えた背景として、ケース対応で学校を訪問した際に、別の児童生徒に関する相談を学校から受けるというように、学校からの相談が増えたことも要因の一つだと考えられます。

初回以降の相談では、おとなとのやり取りが、子どもとのやり取りを上回りました。これは、最初は子どもとのやり取りだけであったが、相談内容が深刻になっていったことから保護者との話し合いに移行するケースや、保護者や教職員等による子どもの様子に関する情報提供の増加などが要因であると考えます。平成28年度からは学校支援に関する相談も増加しており、多くの情報提供によって、子どもに寄り添った支援につなげられていると考えます。

平成29年度の新規相談で最も多かった相談内容は、「対人関係の悩み」(87件)、次いで「学校・教職員等の対応」(45件)、「いじめ」(44件)、「家庭・家族の悩み」(32件)となりました。「学校・教職員等の対応」の相談件数が「いじめ」の相談件数を上回った以外は、平成28年度の相談内容と同様の傾向でした。「学校・教職員等の対応」は全体では増加しているものの、初回の相談者が子どもの場合では減少していました。一方で、「いじめ」の相談は、初回の相談者が子どもの場合では増加していました。このことから、子どもとおとなで相談しやすい内容が異なると考えられます。

また、「非行・問題行動」の相談が、平成28年度の5件から13件に増加しました。初回の相談者が子どもの場合でも0件から6件に増加しており、万引きなど「友達が悪いことをしている」「クラスが荒れている」といった、身近でお友達の問題とされる行動があった場合に、黙って見ているだけでなく、何とかしなくてはいけないという気持ちから相談をしてくれる子どもが増えてきていると考えられます。おとなからの相談の増加については、学校からの相談が増えたことが要因であると考えられます。



相談対応・調整活動状況

- 1 事例紹介
- 2 関係機関との連携

Ⅲ 相談対応・調整活動状況

1 事例紹介

※プライバシー保護のため、内容等は一部変更してあります。

相談者 子どもの所属 相談の主な内容 相談方法	相談及び調整の概要
事例① 母親 小学生 いじめ 電話・面接	【相談内容】 クラスの乱暴な子から子どもがいじめられています。突然、突き飛ばされたり、蹴られたりといった暴力があり、他の子も被害を受けていて、なかには不登校になった子もいるようです。学校に相談しましたが、対応が解決につながっていないと感じています。子どもは「慣れているからいい」と言うけれども、「学校行きたくない」と言うときもあります。相手の子の母親とは一度メールでやり取りをしましたが、母親が注意をしてくれているかどうかは分かりません。本人は友達もいるので学校に行きたいし、登校すれば楽しいようですが、母親としては安全面で心配を感じています。本人の安全をどう確保してもらえばよいのでしょうか。
	【せたホッとから】 本人から話を聞きたいと伝えたところ、本人も「話したい」というので、母親と本人で来所してもらい、委員と専門員で相談内容を確認しました。本人からは「殴ろうとしてくることもあったけど、他の友達が止めてくれた」「今は席替えで先生の近くの席になったから暴力を振るわれることはない」と最近の状況を聞くことができました。また、「BOP*で1年生から一緒だったから、嫌なことはあるけど、慣れているから大丈夫」とも言ってくれました。ただ、他の子への暴力や、その子の危険な行動がなくなっているわけではなく、「ハサミを振り回していたから、先生が全員分のハサミを預かっている」などの心配な状況もありました。本人と母親に確認し、了承を得られたので、委員と専門員で学校を訪問し、状況を確認しました。暴力を振るうお子さんに、厳しく指導をするだけでは余計に暴力が出てきてしまう状況があるということでした。先生方と対応を協議した上で、学生ボランティアに入ってもらい、学校とともにクラスでの見守りと問題状況の改善に取り組んでいくこととなりました。*新BOP事業。世田谷区が実施している小学生の放課後健全育成を目的とした事業。
事例② 母親 中学生 いじめ 電話・面接	【相談内容】 中学校に通っている子どもがいじめにあっています。悪口や、ペアで行う学習に一緒に取り組んでくれないなどがあるようです。悪口に関しては「気付かないフリをしているから大丈夫」と子どもは言っていますが、この前は「ペア学習ができないから成績が下がったらどうしよう」と心配していました。最近は保健室に行く機会が増えているようなので、登校したくないと言いだすのではないかと母親としては心配しています。学校に何度か相談していますが、対応が行き届かず、さらに担任から「うちの子が悪い」と言われ学校全体に不信感があります。学校にどのように相談したらよいでしょうか。 【せたホッとから】 母親と本人とで「せたホッと」へ来てもらい、委員と専門員で相談内容を確認しました。「今は一番言ってくる男子が隣なので、授業でペアワークなどをする時にやってくれず困っている」「数人の男子が何かにつけて絡んできては、みんなで笑ってくる」など、いろいろな話をしてくれました。席の配慮や「学年に関わっている全ての先生に、ペアワーク時などに困っていないか見ていてほしい」という希望があったため、委員と専門員で学校を訪問し、本人の気持ちを伝えるとともに、今後の対応策について協議を行いました。後日、副校長先生から母親に説明があったそうです。本人からは「男子が苦手って話をクラスの友達にしたら、みんなで共感しちゃってなんだか友達が増えまし

相談者
子どもの所属
相談の主な内容
相談方法

事例(3)

母親 小学生 学校・教職員等 の対応 電話・面接

【相談内容】

自分の子どもの隣のクラスの担任のことが、保護者会で話題となり、心配になって電話しました。隣のクラスの担任の先生が「大声でどなっている」「ある子どもを廊下で説教をし、クラスの子達は放置されてクラス内で大騒ぎしている」「かわいがっている子もいればそうでない子もいて差別的な対応がある」「不登校になっている子がいる」とも聞いています。特に先生から日々叱責を受けている子がいて、その子は「心配をかけたくないから」と学校でのできごとを保護者に話せていないみたいだと子どもから聞いています。隣のクラスのこととはいえ、クラスが荒れている様子から、自分の子どものクラスへの影響もないとは言えず、また、自分の子どもの算数少人数の担当を隣のクラスの担任が受け持つことに不安を感じている保護者も何人かいることがわかりました。学校にも保護者会などを通して話をしてきていますが、今後どうしたらいいのでしょうか。

【せたホッとから】

子どもからの話も聞きたいことを伝えたところ、保護者とともに本人が来所して話をしてくれました。本人の心配は、「大きなどなる声が聞こえてきて、それだけでも怖いのに、算数少人数のクラス替えがあって、担当になってしまったこと」と話してくれました。保護者と本人の希望は、学校にそのことを伝えてほしいけれども、本人が相談したことが先生にわかってしまうと、怒られるようになりそうで怖いとも話してくれました。そのため、本人の不安な気持ちがなくなるように「せたホッと」は本人が特定されないように、学校へ話に行くことはできるということを説明しました。

相談のなかで、「隣のクラスの友達と一緒に話をしに来たい」と言ってくれたので、「ぜひ相談に来てほしい」と伝えると、後日、隣のクラスの子ども数名と一緒に本人が来てくれました。隣のクラスの友達は、先生を怖がってだれも何も言えない部分と、先生がいなくなると大騒ぎしてしまう部分とがあることなどクラスの様子がわかるように説明をしてくれました。

委員と専門員で学校を訪問し、管理職と話をする中で、解決する方法を検討していきました。クラスの様子を見ながら、先生の対応で改善が見られた部分と、だれか別のおとながいることでクラスの様子が落ち着くことが見受けられたので、学校が対応しうる限り、様々な先生方の見守りを入れていただくことをお願いしました。相談に来てくれた子どもたちからも、その後の様子を聞くことができました。保護者としても隣のクラスが落ち着いてホッとしているという電話での報告がありました。

相談者
子どもの所属
相談の主な内容
相談方法

事例(4)

本人・母親 高校生 学校・教職員等 の対応 面接

【相談内容】

「友達のことをSNSで誹謗中傷し、いじめた」ということで、謹慎をさせられています。 学校からは、「友達は『学校をやめる』と言っている」と言われました。友達とやり取り をしてはいけないと言われているので直接のやり取りはしていませんが、別の子から その友達が「いじめられたと思っていない。そのグループの子は仲良し。誹謗中傷とも 思っていない。いつものこと。学校生活がいやだからやめるだけ」と学校に説明したよ うだと聞きました。それなのに「いじめた」とされたまま、学校から謹慎を解いてもら えないため困っています。転校も考えないわけではないものの、どのようにしたら学 校に残れるかについて相談したいです。

【せたホッとから】

本人と保護者から詳しく話を聞くため、来所してもらい委員と専門員で相談内容を確認しました。話を聞く中で、友達にも話を聞くことができるということがわかり、友達も来所してもらい話を聞くことができました。友達は、以前から学校の雰囲気になじまないと感じていて、学校をやめようと思っていたようです。たまたま「学校をやめたい」と伝えた時期にSNSでのできごとがあり、親がいじめられていると勘違いしたということでした。友達から学校に「いじめられていない。誹謗中傷されていない」と伝えているにもかかわらず、謹慎が続いていると聞いて友達は驚いていました。友達からはいじめられていないことを学校に伝えてもらいたいという思いがありました。委員と専門員は、本人と友達双方に、学校に二人からの話を伝えてよいかを確認し、了承を得られたので学校へ訪問することにしました。

委員と専門員で学校を訪問し、友達はいじめられたとは考えていないという話を伝え、一定の理解を得ることができました。また学校から聞いた話を、本人と保護者に伝えたところ、本人が「SNSでそう発信した覚えがある」ということだったので、「自分たちの中ではふざけの範囲内なのだとしても、いやな気持ちになる人もいるので、そういうことはしないように」と委員から助言をしました。本人も「友達だからといってそういうことをしてはいけないんだと分かりました。気をつけます」といっていました。その後、学校から謹慎を解いてもらえたということで、しばらく様子を見守ってから相談を終えています。

相談者
子どもの所属
相談の主な内容
相談方法

事例⑤

本人 中学生 虐待 電話

【相談内容】

部屋の片付けをしなかったときや、疲れて布団ではなくソファーで寝てしまったときなど、夜遅くに帰宅する父親から怒られて殴る、蹴るなどの暴力があります。あざができると友達に見られたくないので学校を休むこともあります。それで学校に行かなかったりすると、母親からも叩かれたり「早く学校行けよ!」と暴言を言われます。小学生の妹もいますが、妹は暴力や暴言を受けていません。電話でおばあちゃんに相談しても「あなたが悪いのよ!あなたがもっとしっかりすれば、お父さんもお母さんもそんなことしないんだから。妹はされてないでしょう」と言って味方になってくれません。だから死にたいとか思っていろんなSNSにつぶやいています。家出するにはどうしたらいいですか。

【せたホッとから】

本人のつらい気持ちに寄り添いながら、「あなたは悪くない」とまず伝えました。家出という解決方法ではなく、別の方法を考えるにあたって「せたホッと」だけではなく、子ども家庭支援センターの人とも一緒に考えたいと伝え、会って話ができないかという提案をしました。すると「話したいけど、会いにいけない」というので、こちらが学校に会いにいくことを提案したところ、「そうしてほしい」と言ってもらえました。また、今、家にいられるかを確認したところ「部屋にこもれば大丈夫」と言うことだったので、家出はしない約束をして、その日は電話を終えました。後日、子ども家庭支援センターと「せたホッと」で学校へ行き、本人と会って話をすることができました。本人としても自分がいけないことをしているという思いもあるようでしたが、「それでも親は叩いたり、暴言を言ってはいけないんだよ」と伝えると、「少し気持ちが前を向けた」と言っていました。家にいると嫌なこともあるかもしれないので、できるだけ学校に行くことを提案したところ、「学校の方が楽しいから、そうする」と言っていました。

その後、子ども家庭支援センターが学校とやり取りをし、本人の見守りを学校にお願いし、「せたホッと」は本人から直接SOSが来たときに随時対応していくことにしました。本人から「『せたホッと』に相談した!叩くのはおかしいって言われた」と両親に伝えたら、叩かれなくなったので、家がいやすくなったという報告を受けました。その後も子ども家庭支援センターとともに、しばらく様子を見守ってから相談を終えています。

事例6

学校 小学生 非行・問題行動 電話

【相談内容】

発達障害の診断が出ている子どもの対応について相談したいです。学習の遅れがあり、授業中に教室から出ていってしまいます。また、自分の思いどおりにならないことがあるとスイッチが入ったように暴れ、周りの子どもたちに暴力を振るってしまうこともあります。担任に対しての暴言や暴力もひどく、対応に苦慮しています。今後の対応をともに検討したいです。

【せたホッとから】

委員・専門員で学校を訪問し、校長・副校長及び担任の先生から状況をうかがったところ、これまでも誰かしら近くにいてもらうようにしているものの本人とうまくいかずに支援が続かないという話がありました。そこで、教室で本人に会ってみると、「だれの保護者なの?」等、積極的に話しかけてくる様子がありました。授業中は立ち上がって友達に話しかけに行き、注意されると教室を出たり、先生に反抗するような様子や、職員室に勝手に入り先生方の机のものを勝手にいじろうとしたり、高い所にのぼって本人自身に危険を伴う行為もありました。それぞれの行為について「どうしたの?」と声をかけると本人がその行為を行っている理由を聞くことができました。そのため、本人の行動に対して注意深く見守りながら、本人の思いに寄り添える支援要員の配置が可能か学校に検討してもらい、本人を支える仕組みを作りました。本人は支援要員を困らせることもありますが、それを学校と「せたホッと」が支えることで、継続した対応ができました。本人も周りの子どもたちも楽しく過ごしている様子がありました。

相談者 子どもの所属 相談の主な内容 相談方法	
事例⑦ 本人 小学生 対人関係の悩み 電話	
事例⑧	ſ
本人	

【相談内容】

塾で友達にからかわれてしまいます。2、3人がしつこく言ってきます。授業中もあるけど休み時間にいやな思いをすることが多くて、この前はお菓子をとられてしまいました。「やめて」って言ってもやめてくれません。あと、弟の身体の病気のことについて「なんで?どうして?」と聞いてくる子がいて困っています。他の友達は「お母さんから話しちゃダメって言われている」って言うと分かってくれるけど、その子だけが会う度に聞いてくるのをどうしたらいいですか。

【せたホッとから】

からかわれてしまうことについては、塾の休み時間になるべく先生の目が届くところにいるようにしたり、その友達が他の友達と話している間に早く帰るなど、塾でのすごしかたを変えることで解決できそうという話になりました。弟のことについては、いつも「とにかく言えないの!」とケンカになってしまうということだったので、「僕に聞かれても困る」とか「聞かれたくない」とこれまでとは違う言葉で伝えてみて、それでも聞かれるようだったらまた一緒に考えようと相談を終えています。

【相談内容】

本人 高校生 対人関係の悩み 電話

クラス替えがあって、だれと仲良くしたらいいかがわからなくなってしまいました。学校自体は嫌いではなく、行きたいけれど、とにかくつまらなく感じています。グループに入ってみたけれど、なんとなく合わないのと、そのグループの人から「勉強ができると自分で言っているみたいで嫌味」と言われてしまったので、LINEで謝ったんですけど、許してもらえずなんとなく別のグループに入ろうかなと思っています。いわゆるスクールカーストで1軍の子に誘われて、そちらに行こうかと思っているんですが、自分はそれほど派手でもないので迷ってしまいます。学校での立ち位置でこんなに困ったことが無いのですが、どうしたらいいですか。

【せたホッとから】

相談を聞くなかで、自分の意見もきちんと言えて、友達との関係もこれまで問題なく過ごしてきたことがわかりました。そして、素敵な友達関係を築きたい思いがあることに本人自身がきづけたところがありました。LINEでのやり取りの仕方や、学校での生活をどうしたら楽しいものにできるかなどを一緒に考えました。また学校であったストレスの発散の方法を考えるなかで、「大学受験に向けても使えそう」と前向きな発言があり、電話を終えました。

事例9

本人 小学生 家庭・家族の 悩み メール

【相談内容】

学校でも家でも責められることが多いです。お父さんもお母さんも話を聞いてはくれるけど、何をしても「お前が悪い」と言われます。みんな私が嫌いなんだろうと思います。あと今の学校の友達と同じ学校には行きたくないから中学受験はしたいけど、塾の勉強についていけないし、合格できるかどうか分からず、つらいです。生きている意味が見当たらないです。どうしたらいいですか。

【せたホッとから】

メールで何回か相談を進める中で、学校で周りから誤解されることが多く、つらい思いをしていることがわかりました。また、ある日には父親とケンカになり、家にも居場所がないと感じ「もう生きていてもしょうがない」という思いを強く持ったようでした。その思いに寄り添いつつ、受験直前だったため、まずは受験勉強に専念するためにはどうしたらいいかを一緒に考えました。また、家族にはいろいろあるけど、お父さんもお母さんもあなたが生まれてきて、とても喜んだんだよということを本人が感じ、少しでも「生まれて良かった」と思ってもらえるように、1冊の絵本を紹介しました。しばらくして、本人から進学の報告と「素敵な絵本をおしえてくれてありがとう」という連絡をもらっています。

相談者 子どもの所属 相談の主な内容 相談方法	相談及び調整の概要
事例⑩ 母親 小学生 子育ての悩み 電話	【相談内容】 子どもの友人関係について相談したいです。個人面談で、友達とのトラブルが多くなり、クラスで1人きりになってしまっていると聞きました。それも悩んでいたのですが、子どもがずっと一緒に登校していた友達のお母さんから、「子どもが別々に登校したいと言っている」というメールが送られてきました。子ども同士で話す機会があるようなので、事前に伝えた方がいいのか、どう伝えたらいいのかと困っています。アドバイスをもらえないでしょうか。
	【せたホッとから】 一緒に登校していた友達は幼稚園時代からの仲良しであり、これまでは行き違いからケンカになっても、話し合って解決することができていたとのことです。そのため、子どもたちのやり取りに任せ、母親はお子さんのフォローをするのはどうかという助言をしたところ、母親の納得が得られました。また、本人はなかなか上手く自分の気持ちなどを伝えられないところがあり、トラブルになりがちだとわかりました。クラスで本人が友人関係に悩んでいるときには「せたホッと」が話を聞き、一緒に考えることもできると伝え、「本人から電話をさせたい」と言っていました。後日、本人からも相談を受けています。
事例① 本人 高校生 学校の悩み メール	【相談内容】 入っている部活をどうしてもやめたいです。親にも伝えて、了承を得ています。しかし、顧問の先生がどうしてもやめさせてくれません。将来のことを考えて勉強に専念すると説明しても、「部活をしながらでも、みんな両立をしているんだから、なぜできない」と言われてしまって、何も言えなくなってしまいました。親に対応してもらわずに、自分でなんとか解決したいのですが、どうしたらいいですか。
	【せたホッとから】 メールでの相談でしたが、高校生ということもあり、「せたホッと」へ来られるかを 聞いてみたところ、会って話をしたいということでした。一人で来て、話を聞くこと ができました。本人としては「自分で伝えて、なんとか解決したい」という思いがあったため、どのように顧問の先生に伝えたらいいかを一緒に考えました。話を聞いていくと、部活動がとても厳しくてつらいという思いを、本人だけではなく部員全員が感じているということで、他の部員とともに顧問の先生に話に行くことに決めたようで

した。その後、「無事やめられました」と連絡をもらっています。

2 関係機関との連携

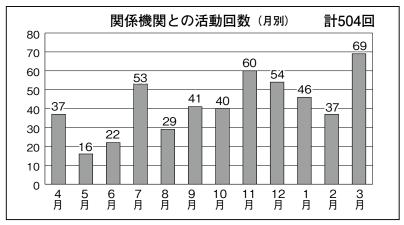
「せたホッと」では、虐待が疑われる子どもの相談であれば、子ども家庭支援センター*へ情報提供あるいは通告を行い、場合によっては一緒に対応してもらうよう依頼することもあります。また、相談者が学校へ思いを話しに行ってほしいというときは、第三者機関として伝えに行くこともあります。これらの活動が主な関係機関との連携です。そのような関係機関との連携の中で、平成29年度やりとりが増えたのは、私立の中学・高校との連携でした。区内外の私立中学・高校に通う子どもからの相談が増えており、「小学校の時に『せたホッと』のカードをもらった」と言って相談してくれることが多くなりました。また、私立中学・高校も「せたホッと」の活動を理解し、保護者や本人の意向をふまえ、よりよい解決策を見出だせることが多く、とてもありがたいです。

せたホッとレター第9号 (2018年2月発行) に「5年目の相談傾向」として、「さまざまな関係機関からの紹介が増加」と報告しています。「せたホッと」への相談の多くが子どもからですが、おとなからの相談では、関係機関から紹介されて「せたホッと」につながることが多いです。これまでの傾向では区役所の行政窓口が相談内容を聞いた上で、その相談であれば「せたホッと」が良いのではないかと紹介されていたようです。平成29年度の傾向としては病院などの民間機関から紹介されたという話もありました。さまざまな関係機関において、「せたホッと」が子どもの人権擁護機関であることが広まってきていると感じています。また、少しずつ増加しているのが、未就学児の施設における権利侵害と思われることについての相談です。家庭内における「虐待」の通告先としては、「189」をはじめとした児童相談所や子ども家庭支援センターなどの対応機関が周知されてきているため、多くの通告がなされています。しかし、未就学児などの施設における権利侵害行為は「児童虐待防止法」上の児童虐待にはあてはまらず、対応する機関が無いのが現状です。そのため、相談者は相談先がわからず、さまざまな関係機関に問い合わせて「せたホッと」を紹介されたケースが多いです。これらの相談は、直接その施設へ連絡することもありましたが、施設を所管する関係機関との連携を取りながら対応することもありました。

平成29年度は関係機関とのやり取りだけにとどまらず、関係者からの情報提供もあり、その相談回数も関係機関との連携回数に含まれています。例えば、いじめに関する相談では、いじめられている様子を見たことがある友達や学校の先生から直接連絡があったり、いじめたとする子どもたちから話を聞いたり、さらにその保護者に会って話したりもしました。平成29年度は「申立て」を受けての調査ではなく、多くの保護者や友達、学校の先生などの関係者の協力を得て解決に至ることができました。

相談開始から5年を経て、多くの関係機関・関係者に周知される中、「せたホッと」が子どもの切れ目のない支援の一翼を担えつつあるように感じています。

*「子ども家庭支援センター」とは、東京都内の区市町村において、18歳未満の子どもと家庭の問題に関するあらゆる相談に応じる相談窓口として、地域の関係機関と連携をとりつつ、子どもと家庭に関する総合的な支援を行なうことを目的に平成7年より始まった東京都独自の制度です。世田谷区内には5地域に各1ヶ所設置されています。



初回の相談者が「関係機関」である場合に行なったやり取りは504回の中に含まれていません。

IV

広報・啓発活動

- 1 広報・啓発
- 2 広報・啓発物品の一覧
- 3 研修会への講師派遣
- 4 視察受入れ
- 5 他自治体との交流
- 6 関係機関との意見交換
- 7 活動報告会

IV 広報・啓発活動

1 広報・啓発

機関を身近に感じてもらえるよう「安心して相談できる機関」、「顔の見える相談機関」をモットーに、 広報・啓発活動に取り組んでいます。

項目	実施時期	対象等	備考
配布・掲示			
ポスター	随時	区内の公立、国立、私立の全小・ 中学校・高校等、関係機関等	
リーフレット (小学生用)	5月	区内の公立、国立、私立の全小・	
リーフレット (中学生以上用)	5月	中学校・高校等、保育園、幼稚 園、児童養護施設、児童館、図	約101,000枚 配布
広報用カード	5月・9月	書館等の子ども関連施設、出張 所、病院等の関係機関 	(各)約100,000枚 配布
活動報告書	6月	区内の公立、国立、私立の全小・ 中学校・高校等、保育園、幼稚 園、児童養護施設、児童館、図 書館等の子ども関連施設、出張 所、病院等の関係機関	約2,000部 配布
機関紙「せたホッとレター」 第8号	12月	区内の公立、国立、私立の全小・ 中学校・高校等、保育園、幼稚 園、児童養護施設、児童館、図 書館等の子ども関連施設、出張 所、病院等の関係機関 ※区内学校は全児童・生徒を対 象に配布	約105,000部 配布
機関紙「せたホッとレター」 第9号	3月	区内の公立、国立、私立の全小・ 中学校・高校等、保育園、幼稚 園、児童養護施設、児童館、図 書館等の子ども関連施設、出張 所、病院等の関係機関 ※主に関係機関等のおとな対象	約14,000部 配布
メモ帳	 随時 	イベント参加者、視察等来訪者	
クリアファイル	随時	視察等来訪者	
消しゴム	随時	視察等来訪者	
定規	随時	イベント参加者、視察等来訪者	
のり	随時	イベント参加者、視察等来訪者	

イベント参加			
三茶子育てファミリーフェ スタin昭和女子大学	6月	子育て世代	リーフレット・広報 用カード、メモ帳配 布
せたがやふるさと区民まつ り	8月	小・中学生、区民等	アンケート協力・ゲーム参加者に定規配布
関係機関等との連携			
児童館事業参加 (松沢・池尻・深沢)	随時	児童館のイベントに来場した児 童、生徒、保護者	リーフレット・広報 用カード、定規、の り配布

項目	実施時期	内 容	備考
その他の活動			
ホームページ	随時	せたホッとの最新情報、活動等 を随時更新	
いじめ予防授業	6月・7月・ 12月	区立の小学生等を対象に子ども サポート委員による授業を実施	3校 (小学校)
擁護委員会議	月2回程度	広報・啓発活動の方針及び内容 の検討	18回
せたホッと 夏休み講座	8月	解決!なぞなぞ探偵団!	しおりの作成 定規配布

^{※「}いじめ予防授業」とは・・・いじめ被害をなくすための最善の策は、いじめの被害がひどくなる前に予防をすることと考え、 学校に出向き、<u>いじめは人権侵害として絶対に許されないこと</u>を理解してもらうことを目的として、いじめについて子どもた ちと一緒に考える授業です。

「せたホッと」がどのような機関か伝えるために、子どもや区民と直接触れ合うさまざまなイベントに参加し、広報・啓発に取り組みました。



昭和女子大学で毎年行われる三茶子育てファミリーフェスタでは、「せたホッと」のマスコットキャラクターなちゅにちなみ、折り紙の猫耳づくりを楽しんでもらいました。(29年6月18日)



池尻児童館「がやがやむらまつり」では、ホッとにホールインワンゲームを行いました。 (29年10月22日)

2 広報・啓発物品の一覧

せたホッとポスター



広報用カード





リーフレット (小学生用)





リーフレット (中学生以上用)





メモ帳



クリアファイル



消しゴム



定規



のり



イベント用 Tシャツ



イベント用 パーカー



イベント用 のぼり



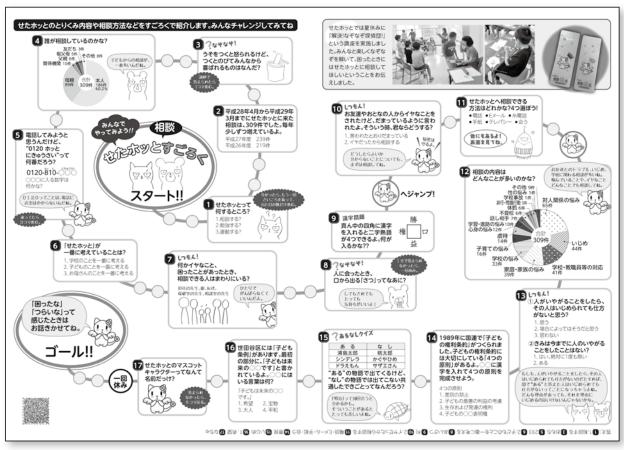
イベント用 のれん



機関紙せたホッとレター8号







機関紙せたホッとレター 9号



○さまざまな関係機関からの紹介が増加!

おとなの場合は、さまざまな関係機関から紹介されての相談が多くなります。従来の行政からの紹介に加えて、病院 など民間からの紹介も増えつつあります。このことから、「せたホッと」が子どもの人権擁護機関であるということが広 まってきたと感じています。

「せたホッと」は、子どもたちがどうやったら自分で解決できるかを一緒に考えます。相談し、一緒に考えることで、自 分がその問題を解決できたという自信を持ってもらいたいからです。

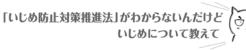
今後も「せたホッと」は、多くの子どもたちに「お話ししたい」と思ってもらえるよう、さまざまな活動を続けていきます。











「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人 的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じ て行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているも のをいう。(いじめ防止対策推進法第2条1項)



| 法律の言葉は難しいから、もう少し説明するね

叩いたりけったりする攻撃的行為はもちろん、悪口や陰口、脅し文句を言ったり、仲間はずれや集団で無視したり することも「影響を与える行為」だよ。いじめをするつもりがなくても、その行為を受けた子どもが苦痛を感じていれ ばいじめとなるよ

この法律で大事なことは、いじめを受けた子どもの尊厳を守ることなんだ。(同法第1条参照)

2 「いじめ=犯罪」とは限らない

いじめはひどいときには、犯罪といえる場合もある。けれども、いじめが全部犯罪というのは間違い。仲間はずれ や無視はいじめであっても、犯罪とはいえないよ。それでもやってはいけないことなんだ。

いじめは、それだけで罰が与えられるようなものではないけれど、

児童等はいじめを行ってはならない(いじめ防止 対策推進法第4条)と禁止されているんだ。



犯罪

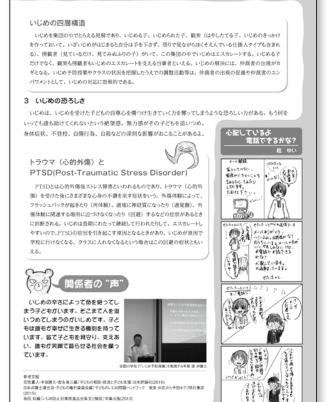
(O,O)



, いじめの早期発見・早期対応

未成熟な児童等においては、コミュニケーション能力等が十分に備わっているとは言えず、いじめは、 その成長過程において誰もが犯しうる過ちと言える。

一方、いじめは集団内で行われるという特性があり、徐々に、行為がエスカレートする傾向にある。 行為がエスカレートすれば、生命や心身が危険にさらされる可能性が必然的に高くなる。 そのためー 刻でも早くいじめの存在を発見し、いじめを行った児童等に対しては、いじめが許されないことを厳格 に示し、毅然とした指導を行うことが必要である。同時に、その立ち直りを進める上で、一人ひとり の悩みを理解し、共感的に受けとめ、応えていくことが重要となる。(「いじめ防止対策推進法 全 条文と解説」p.15-16)



3 研修会への講師派遣

関係機関、子どもにかかわる団体等の研修会に講師として参加しています。講演の内容は「学校での子どもの人権擁護」です。

日 程	研修名	担当
8月22日 学校教育相談研修 (中級)		委員

4 視察受入れ

国会議員や区議会議員、他自治体の議員や職員、学生等、計14件の視察がありました。内容としては、子ども条例改正の経緯、内容、子どもに係わる関係機関との連携状況、事務局の運営状況等を説明しました。

日 程	視察団体等
4月26日	韓国10自治体・ユニセフ協会
5月27日	札幌市子どもアシストセンター
6月29日	早稲田大学 文学部教育学コース 学生
7月11日	国立市オンブズマン事務局
7月13日	名古屋市 子ども青少年局
7月25日	西東京市議会議員
8月 3日	参議院議員
8月30日	仙台市議団
9月 8日	千代田区議会議員
11月22日	西東京市 子育て支援部 子育て支援課
12月11日	東京経済大学 現代法学部 教員・学生
1月30日	郡山市議会議員
3月 5日	世田谷区議会議員
3月 8日	愛知教育大学 教育学部 教員・学生

5 他自治体との交流

9月末から10月上旬にかけて越前市で開催された「『地方自治と子ども施策』全国自治体シンポジウム2017」に参加し、他自治体の担当者等と情報交換や意見交換を行いました。

日 程	会議名等
9月29日	「子どもの相談・救済に関する関係者会議」に出席 (越前市福祉健康センター多目的ホール)
9月30日 10月1日	「『地方自治と子ども施策』 全国自治体シンポジウム2017」(越前市) に参加・報告

6 関係機関との意見交換

世田谷区内の子どもと関わる機関と連携し、相談してきた子どもの見守り支援をするため、積極的に意見交換をしました。

日程	会議名等	担 当
5月18日	要保護児童支援北沢地域協議会	専門員
6月29日	要保護児童支援全区協議会	委員
7月19日	いじめ防止等対策連絡会	委員
9月28日	要保護児童支援北沢地域協議会	専門員
9月29日	世田谷地域要保護児童支援協議会	専門員
12月7日	要保護児童支援全区協議会	委員
12月7日	いじめ防止等対策連絡会	委員
3月1日	要保護児童支援北沢地域協議会	専門員

7 活動報告会

子ども・子育て総合センターにて、「平成28年度活動報告会~子どもの笑顔のために~」を開催しました。

日 時 平成29年7月27日(木)18:00~20:00

会 場 子ども・子育て総合センター3階 研修室

内 容

第1部 活動報告 [平成28年度の活動を振りかえって]

第2部 実践報告「学生ボランティアと協働した子ども支援」

区内大学の学生ボランティアのみなさん、コーディネーター 半田 勝久



第1部 活動報告



第2部 学生ボランティアによる発表

V

メッセージ 相談者からの声

- 1 子どもサポート委員 半田 勝久
- 2 相談·調査専門員 田中 由美子 渡邊 峻平
- 3 相談者からの声

1 子どもサポート委員

通常学級における特別支援教育に関する意見表明後の取り組み

子どもサポート委員 半田 勝久

発達に課題のある子どもをめぐるトラブル

通常学級においては、学習障がい、注意欠如・多動性障がい、自閉症スペクトラム障がいなどがある子どもに、個別的な学習指導や対人関係を中心とする特別な支援が必要な場合も少なくありません。世田谷区においても、発達に課題のある子どもの特性が周囲から理解されず、トラブルが続き、いじめや不登校、さらには学級運営が困難な状況が起きており、「せたホッと」も複数校で相談対応や関係調整を行ってきました。そこで、そうした状況を踏まえ、平成26年度に自己発意による調査を実施し、世田谷区として子どもの最善の利益を実現できるよう今後検討を深めていくべき課題について、世田谷区子ども条例第21条第2項の規定に基づき、通常学級における特別支援教育に関する意見を区長と教育委員会に提出しました(「せたがやホッと子どもサポート活動報告書〈平成26年度〉」参照)。

すべての区立小・中学校への学校包括支援員の配置

意見表明後、調査の過程で明らかとなった子ども、保護者、学校現場の困り事やそれを解決するための仕組みづくりについて、教育委員会や区長と対話を深めてきました。通常学級に配置される特別支援教育に関する人的支援が不足しているとの認識は教育委員会とも合致しており、この件についての対応に教育委員会が着手していました。そこで、学び舎(世田谷9年教育として1中学校区に1~3校の小学校で構成)ごとに1人配置されていた配慮を要する児童・生徒の支援等を行う学校包括支援員が、平成28年度から世田谷区すべての区立小・中学校に配置されることとなり、それぞれの学校の事情に応じた支援体制を組むことができるようになりました。

支援要員や学生ボランティアが配置できない現状

「せたホッと」に寄せられる相談を受け、学校に訪問してみると、発達に課題のある子どもをめぐるトラブルが続き、担任をはじめ養護教諭、特別支援学級の教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー、学校包括支援員がチーム学校として支援体制をつくっていたとしても、学校内に配慮を要する子どもが多く、細やかな指導・支援体制を築くことができていない場合もよく見受けられます。

世田谷区では、個別の子どもの支援を行う支援要員や多様な役割を果たせる地域ボランティアは、それぞれの学校の必要に応じて教育委員会への申請等により配置することが可能になっています。人材は学校が探すことが原則となっており、管理職や教諭が関係のある大学や地域の子ども支援人材に声をかけることとなりますが、適切な人材を見つけられず支援体制が組めないケースによく出会います。

こうした現状について、教育委員会や区長との懇談で話し合いました。そのなかで、大学等との連携体制を強化することにより、すべての学校において必要な人材の確保を可能とし、支援を充実させることにつなげる仕組みづくりが求められていることが共有されました。

子どもの最善の利益実現の観点から有機的に連携を組める仕組みの整備の必要性

個別支援計画の策定には、子ども本人や保護者の意向を踏まえ、専門家の助言も得ながら支援体制を構築することが求められます。「せたホッと」への相談は、子どもや保護者の声や気持ちが支援に反映されていないと相談者が感じているケースが多いです。このことに関しても教育委員会や区長との懇談のなかで、校内の特別支援コーディネーターが中心的役割を担いスクールカウンセラーや養護教諭を含め、さらにはスクールソーシャルワーカーや関係機関等も参加する校内の会議を設けるなど、子どもの最善の利益実現の観点から有機的に連携を組める仕組みを整備することが課題となっていることが共有されました。

支援要員や学生ボランティアとの協働による関係調整や支援

今年度は、子どもや保護者からだけではなく、学校からも通常学級における発達に課題のある子どもをめぐる相談が増えてきました。相談者の意向を受け、委員と専門員で学校を訪問する場合は、子どもとかかわりながらクラスの様子を見せていただいたうえで、管理職や担任の先生と協議を進めていきます。クラスに入って関係調整や支援の必要性がある場合、委員・専門員が訪問するとともに、場合によっては支援要員や学生ボランティアと協働しながら支援や調整を行うこともあります。

その際、「せたホッと」が担うコーディネート機能としては、相談者には、子どもの置かれた現実・気持ちや発達特性を理解したうえでの対応、問題状況が改善されたか権利侵害が取り除かれたかについての確認、子どものエンパワーメント、子ども・保護者のストレスの軽減、子どもの見守り支援などがあります。支援要員や学生ボランティアには、子どもの気持ちや発達特性、クラスの状況などに応じた接し方の助言、支援要員や学生ボランティアが抱える悩みなどのスーパーバイズ、子どもの権利・支援論についての研修、ふりかえりの実施、報告書の作成支援などを行います。学校とは、子どもや保護者の気持ちの伝達、問題行動とされる行為の分析、子どもの最善の利益に基づいた支援方針、ふりかえりと今後の課題などについて協議します。子どもの気持ちや置かれた現実に寄り添う支援を行うために、学校の管理職はじめ支援に関わる教職員と方針を丁寧に共有していくことは必要不可欠となります。

支援要員・学生ボランティアと協働する意義や効果

支援要員や学生ボランティアと協働し子どもを支える意義や効果には、これまでの経験から以下のようなことが考えられます。第1に、子どもと近い距離でコミュニケーションをとることができます。第2に、子どもが自分の気持ちを伝えやすいです。第3に、先生と子どものつなぎ役になれます。第4に、子どもと子どものつなぎ役になれます。第5に、先生の指導方針や気持ちを理解したうえで、子どもと接することができます。第6に、人間関係のトラブルやいじめ、学校生活でのストレスを早期発見し、対応することができます。第7に、子どもたちと生活することで、関係性の修正や再構築ができます。

意見表明し課題を共有する意味

このように、個別案件を取り扱った経験から意見を表明し、関係者と対話を深めるなかで世田谷区における課題が共有されることにより、子どもの最善の利益の視点に立った仕組みの見直しにつながります。通常学級における特別支援教育に関する意見をもとに、世田谷区のインクルーシブ教育システムを子どもの権利の視点から見直し、推進できるよう後押しする役割を担うことができます。こうした役割こそが、子ども条例に基づく公的第三者機関の役割だと感じています。

2 相談・調査専門員

便利な時代のなかで

最近の世の中は便利で簡単な時代になってきています。

手をかざすと水が出る、人が通ると電気がつくなどそのオートマチックな便利さはものすごいスピードで進化していきます。簡単便利は、いいことだと思いますが、便利さと引き換えに人間の考える力を何かに少しずつ捨てさせられているような気がしてなりません。

それと同時に人と話すことも少なくなったのではないかなと思います。

昔なら、買い物は商店街に行き肉屋さん、魚屋さん、八百屋さんへ一軒ずつまわり、自分の欲しいものを告げながら、時には今旬なものの調理方法を教えてもらったりもしながらの、話すことを交えた楽しい買い物で、老若男女問わず、お店の人は子どもたちにもよく話しかけてくれました。

しかし今は誰とも話すことをしないでもスーパーでの買い物ができたり、便利なネット注文で買い物ができたりします。普段何気ない生活のなかから少しずつですが、人と話すということが消えつつあります。

人間のコミュニケーションのひとつでもある人と話すことのなかで、考えること、自分と向き合うこと、人を思いやることなど様々なことを行えます。

私は自分の頭の中がいっぱいになると、友人に電話し「話を聴くよ」といわれ、たくさんの話をきいてもらうと、気持ちが楽になります。

「大丈夫? | って聴かれて涙が止まらなくなったこともあります。

「頑張れ!」って言われるとひとりではないことに気づきます。

「また明日も話そう」って言われるとなんだか明日が楽しみになります。

人間のコミュニケーションである人と話すことは、言葉に振り回されて傷つくこともあるけれど言葉に 救われて元気がでることのほうが、圧倒的に多いと思います。

「せたホッと」の相談では、便利なメール相談も年々増えています。けれども平成29年度は、来所の面接が少し多くなりました。電話でお話するときも、恥ずかしいと思う気持ちや、なんて相談したらいいのだろうという心配や迷いが先にでてしまいがちですが、来所して対面して話すことができると、みんな少し安心した顔になります。以前不登校の子どもが、電話相談から来所面接を希望し、久しぶりに外へ出て、初めてひとりで、バスと電車を乗り継ぎ少し迷子になりながらも頑張って到着するころには、小走りで「せたホッと」を目指していました。「ここに来ることができた」「やっと自分の居場所ができた」「また来てもいい?」たくさんのお話をして、自信を持ち、帰るときには、何度も振り返り手を振っていました。

便利な時代のなかで、少し時間はかかるものの、子どもの声をしっかりうけとる電話相談や、表情からも察知し考え、一緒に笑顔が作れるような相談をこれからも大切にしていきたいと思います。

相談・調査専門員 田中由美子

子どもとの相談で伝えたいこと

私は、平成29年度から「せたホッと」で相談・調査専門員(以下、専門員と省略)を務めさせていただいております。まだ1年という短い間ですが、多くの子どもたちからお話を聞かせてもらいました。友達との関係についての悩みや、部活についての悩み、勉強への不安など、それぞれの子どもがそれぞれの悩みや不安を抱えていました。このように文字にしてしまうと、同じような相談に思えてしまいますが、一人ひとり考え方が異なり、一人として同じ相談はありませんでした。もちろん、一人ひとり考え方が違うので、専門員の相談対応も一つとして同じものはありませんでした。しかし、すべての相談において、子どもたちには一貫して伝えていたことがあります。それは、「よく頑張ったね」と「また一緒に考えよう」です。この2つを伝えることが、子どもの心の成長につながると感じたからです。

心理学における概念のなかに、「自尊感情」というものがあります。自尊感情は、自分自身に価値があると感じ、そんな自分自身を信頼できる感覚を言います。これは、本人が何かに対して「できた」と感じることで、得られると考えられます。そのため、子どもを大事に育てたいと思うほど、子どもの失敗体験はなるべく減らし、一方で子どもの成功体験はなるべく増やしたいという気持ちを持ってしまうのではないかと思います。そういった気持ちから、子どもにとって困難なことを取り払おうとしてしまうと、子どもは自分自身を「助けがないとできない自分」と思ってしまったり、失敗への恐怖や成功に対する重圧が高まったりしてしまうと考えます。

失敗体験を減らし、成功体験を増やした方が良いという考え方は間違っていないと思います。しかし、子どもの困難を大人がすべて取り払ってしまうことが、はたして子どもの成長や発達に役立っているのかというと、それは違うと思います。子どもの目の前の道にある障害物をすべてなくすのではなく、子どもが歩く支えや後押しになってあげることが重要だと考えます。なかには、障害物を低くしてあげたりすることも必要です。成功するか失敗するかといった結果よりも、子どもが挑戦したこと、その子どもにとってがんばったことの方が重要だと考えます。全体的な失敗を見るのではなく、部分的な成功を見ることによって、「できた」という感覚を養うことができるのです。子どもは結果にこだわってしまうことが多く、成功したことや挑戦したことがあっても、全体を見て失敗と判断してしまうことが多いです。子どもが見過ごした成功を改めて注目し、次のがんばりにつなげてあげることが大人の役割だと思います。

「せたホッと」の相談においても、相談してくれたことに対し「相談してくれてありがとう」と返します。もし、子どもが失敗してしまったことを話しても、「よく頑張ったね」とねぎらい、できたこととできなかったことを聞きます。そして、できたことに対しては褒め、できなかったことに対しては次はどうしたらいいか「また一緒に考えよう」と言います。そうすることで、子どもは失敗を恐れながらも挑戦できる心を持つことができると思います。子どもの失敗を大人が恐れないということが大事だと考えます。

子どもだけでなく大人であっても誰かに相談するということは、とても勇気のいることです。これからも専門員として、相談における不安を和らげ、子どもが困難に立ち向かう支えになれるような相談業務をしていきたいです。

相談・調査専門員 渡邊 峻平

3 相談者からの声

私は、学校でとてもいやな思いをしていた時、学校の相談室の先生から、「せたホッとという相談場所があるから、行ってごらん」と言われ、家に帰ってから、せたホッとに電話をしました。せたホッとの先生方は、とても優しく対応して下さり、すぐに学校の様子を見に来て下さいました。そして私のためにいろいろと動いて下さり、学校の様子が少しずつ変わり、私の気持ちも少しずつ楽になっていきました。その間、せたホッとの先生から、何度も電話をしていただき、学校以外のなやみも聞いてもらいました。解決した後も、「なやみはない?」と優しく声をかけて下さり、とても助けられました。今では、晴やかな気持ちでいられます。本当にせたホッとの先生方、ありがとうございました。



「せたホッと」から

~子どもの声を受けて~

学校でとてもいやな思いをしていたことを受け止めながら、相談者のこうなればいいなと思う気持ちと「せたホッと」にできることを一緒に考え対応していきました。先生や友だちの様子が少しずつ変わり、気持ちが少しずつ楽になっていくなかで、本人自身でいやな思いや悩みを乗り越えていくことができました。「せたホッと」は本人の解決できる力を信じ、子どもの気持ちに寄り添いながら、周囲との関係調整を図る方法をともに考えていきます。そして、解決したら終わりではなく、これからも見守りながら、応援したいと思います。

退任にあたって

子どもをかけがえのない一人の人間として尊重して

前子どもサポート委員 一場 順子

世田谷区子どもの人権擁護委員として「せたホッと」設立のときから5年間活動させていただきましたが、3月末日をもって退任いたしました。無事活動を終えることができホッとしつつもこれまでのご協力に心から感謝しています。

平成24年12月に世田谷区子ども条例が改正され、翌年4月に子どもの権利の侵害をすみやかに取り除くことを目的として、区長と教育委員会の附属機関として子どもの人権擁護委員(せたホッと子どもサポート委員)が設置されました。子どもの人権擁護委員は、保護者を含めた関係機関と連絡をとり、協力しながら、公正かつ中立に仕事をしなければならないと定められています。現在、国内では「せたホッと」のような人権救済制度をもつ地方自治体の数は30を超えています。

世界のすべての子どもの権利を保障するために国連で採択されたのが子どもの権利条約ですが、子どもの権利条約は、第2次世界大戦後の世界の中で、1978年ポーランドから草案が提出され約10年の各国の議論を経て1989年国連総会で全会一致で採択されました。18歳未満のすべての人の基本的人権の尊重を促進することを目的としています。日本も1994年4月に子どもの権利条約を批准し、その後3回にわたり日本政府は国連子どもの権利委員会(CRC)に日本における子どもの権利の実施状況について報告し、CRCの審査を受けています。平成29年には第4回・5回政府報告が提出され、来年にはその本審査が行われる予定です。これまでの審査ではいつも、国レベルの子どもの権利の実施を監視する機関を設置することを勧告されています。いわゆるオンブズパーソン等の公的第三者機関ですが、このような制度において特に必要なことは調査権限をもち、独立した機関として国に対して意見を述べることができることです。国レベルではこのような制度はありません。ただ、現在各地の地方自治体にある子どもの人権救済制度については国連からは評価されています。「せたホッと」もそのような公的第三者機関といえる制度です。

公的第三者機関における子どもの相談・救済活動について考える時、各個別のケースについて、子どもの権利を基盤におき、子どもに寄り添い子どもの声を代弁するという役割を果たしながら、子どもの最善の利益を第一義的に考慮して事案の解決を図らなければなりません。公的という肩書きがつく以上、当然に、中立性、公平性を求められます。また、いかなる機関からも独立した第三者性を維持することを忘れてはなりません。子どもの権利に基盤をおくといっても、子どもや保護者の言いなりになるわけではありません。例えば、いじめが問題となったとき、いじめた側もいじめられた側も、どちらも子どもであり、ただ一方を悪いときめつけるだけでは子どもの最善の利益を図ることは難しい。調整的な活動が有効であり、子どもが自覚することによって解決できることもあります。

これらのことは、言うは易く、行うは難しです。個別ケースの解決にあたっては、常に、独立性、中立性、公平性について自戒しつつこれまで活動してきました。時には厳しい態度をとらざるを得ないこともありました。しかし子どもの声に耳を傾けることはもっとも大事なこととしていつも活動の基本においています。

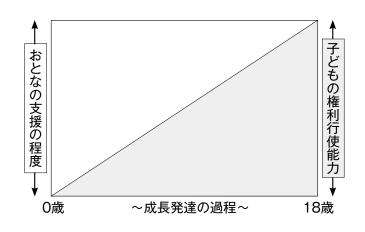
すでに5年をすぎ、「せたホッと」は、世田谷区の中で周知されるようになってきました。

年を追う毎に新規相談件数が増えましたので、専門相談員の人数が一人増え5人になりました。専門相談員は、子どもの相談相手となり、悩みを聞きながら、子どもと一緒に考え、必要があればすぐに子どもの人権擁護委員に相談し、委員は、専門相談員とともに問題の解決にあたります。子どもからの相談が6割をこえ、「せたホッと」は子どもたちにとって心強い味方になっているのだと思います。

子どもは成長発達の過程にあるので社会的に自立するまで大人の支援を必要としています。しかし、自分自身の小さな孫をみていても、たとえ2歳の子どもでも自分というものを持っているような気がします。乳幼児は泣くだけしかできないかもしれないけれどもお腹がすいて泣くということはお腹がすいたという意見の表明だといえます。子どもは成長発達の過程にある特別な存在ですが、単なる保護の対象ではなく権利の主体であり個人としての尊厳をもっています。子どもであっても一人の人間として尊重される経験を通して、はじめて自分に自信をもち、社会に自立していくことができるようになっていくのだと思います。大人に必要なことは子どもを上から目線で指導管理することではなく、子どもを対等な一人の人間として尊重し、子どもが必要な支援をしていく支援者としてのまなざしであると思います。

自分の子どもがかわいいのは当然ですが可愛がりすぎて親がこどもを抱え込んでしまうことがよくあります。そのような過剰な行為は子どもの自立を逆にむずかしくするでしょう。子どもの意見を尊重することは決して子どものわがままを許すことではなく、だめなことはだめといい、子どもに一人の人間としての自覚を促すことでもあります。子どもが一人の人間として尊重され、自分に自信をもち自分を受け入れることができるようになればきっとその子の瞳は輝き表情からは幸せに満ちた笑顔があふれるでしょう。

「せたホッと」がこれからも子どもにやさしい、子どもの居場所となることができるよう祈っています。



※子どもの成長発達の過程で、子どもを一人の 人間として尊重し、子どもの力を信じて少しず つ手をはなし、子どもの社会的自立をめざす

おわりに

平成29年度をふりかえって

子どもサポート委員 月田みづえ

(1)委員・専門員の受けた新規相談件数や前の年度からの継続件数とそれに伴う相談や関係機関とのやり取りなどの総活動回数は、いずれも、平成28年度より増加した。

新規相談件数は、平成29年度は320件 (平成28年度309件) と増加しました。また、前の年度からの継続件数をみると、平成27年度では65件、平成28年度では73件、平成29年度では89件であり、年々増加傾向にあることがわかります。

これには、さまざまな要因が挙げられます。問題の解決が、年度をまたいで、持ち越されたものもありますが、いじめや虐待被害における問題解決の方向性はみえたものの、学校への登校復帰支援や保護者からの自立にむけた進路相談など継続的な見守りを必要とする案件も含まれています。さらには、学校内の問題について、当初は子どもと保護者双方の相談を受けていたものの、「せたホッと」が学校と相談し、保護者を介せずに子ども自身が主体的に学校内で問題解決できる方策を探るなど時間がかかっているものもあります。

一方、総活動回数(①初回から終了までの間に相談者から寄せられた電話やメールなどによる相談回数と②「せたホッと」から相談者に連絡をした回数と③学校や区の他部署等の関係機関とのやり取りの回数のすべてを合わせた回数)は、2,411回となりました。平成28年度の総活動回数が、2,380回であったのでこれも増加していることがわかります。

(2) 委員・専門員の総活動回数の方法は、電話が多い傾向は変わらず、メールが減って、 面接や手紙 の活動回数が増えている。

平成29年度では、電話による相談が60.9%であり、平成28年度の60.7%とほぼ同様の割合となっています。メールは、平成29年度23.3%、平成28年度26.6%と若干減少しています。それに比べ、面接では平成29年度14.4%、平成28年度11.7%、手紙では、平成29年度0.9%、平成28年度0.3%と若干増加しています。

とくに初回の相談方法では、電話が平成29年度81.6%、平成28年度84.8%と8割を超えています。 また、面接が平成28年度の約倍数 (3.2%から6.3%に増加) となっています。

相談にあたっては、せたホッとでは開設当初より可能な限り直接会ってお話を聞くように努めていますが、直接お会いして話し合うなかで、新たな解決への糸口となるアイディアが引き出されることもあり、効果的であると考えています。

一方、平成29年度の傾向では、相談方法をみると相談者からのメールの場合、子どもでは平成29年度19.7%(平成28年度24.9%)と減っているのに対して、おとなでは平成29年度11.7%(平成28年度6.6%)と増加しています。仕事などの関係で、時間の制約のないメールも使いやすいツールであるのかもしれません。

現状では、電話による相談が最も多く、また直接会って相談するという要望も多いことから、現状を維持しつつ、引き続き子どもや大人の相談しやすいツールについて、その動向も注視していきたいと思います。

(3) 相談対象となる子どもの所属では、小学校からの相談が相変わらず多く、中学校では減少、高校等と未就学で増加した。

平成29年度は、小学校が全体の57.5%であり最も多く、平成28年度も57.0%であったことから、ほぼ同様の傾向といえます。一方、中学校は21.6%であり、平成28年27.2%と比べると若干減少し、高校等は16.9%(平成28年度12.6%)、未就学では4.1%(平成28年度1.9%)と増加しています。高校等や幅広い年齢層にも、「せたホッと」の認知がすすんだといえると思います。また、児童虐待防止法上、施設における権利侵害は児童相談所の対応外であるため、「せたホッと」に相談の紹介があることもその一因です。

(4)子どもの視点に立った関係機関との協働・連携の充実

平成29年度も子どもや保護者からの相談や学校等との関係調整にとどまらず、支援要員や学生ボランティアによる支援という形でも学校とかかわることができました。

今後とも、子どもの権利をまもるという視点から、学校現場における相談の際には学校や教育委員会と、また、家庭内の相談においては、子ども家庭支援センターや児童相談所と、よりよい協働・連携ができるようにそのあり方を模索していきたいと思います。

参考資料

世田谷区子ども条例 世田谷区子ども条例施行規則 相談状況の集計推移 アンケート結果 ホッとにきゅうさい FAX

世田谷区子ども条例

世田谷区子ども条例

平成13年12月10日

条例第64号

改正 平成24年12月10日条例第82号 平成26年3月7日条例第14号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第8条)

第2章 基本となる政策 (第9条-第14条)

第3章 子どもの人権擁護(第15条―第24条)

第4章 推進計画と評価 (第25条・第26条)

第5章 推進体制など(第27条―第31条)

第6章 雑則(第32条)

附削

子どもは、未来への「希望」です。将来へ向けて社会を築いていく役割を持っています。

子どもは、それぞれ一人の人間として、いかなる 差別もなくその尊厳と権利が尊重されます。そして、 心も身体も健康で過ごし、個性と豊かな人間性がは ぐくまれる中で、社会の一員として成長に応じた責 任を果たしていくことが求められています。

平成6年、国は、「児童の権利に関する条約」を結びました。そして、世田谷区も平成11年に「子どもを取り巻く環境整備プラン」を定め、子どもがすこやかに育つことのできる環境をつくるよう努めてきました。

子どもは、自分の考えで判断し、行動していく ことができるよう、社会における役割や責任を自 覚し、自ら学んでいく姿勢を持つことが大切です。 大人は、子どもが能力を発揮することができるよ う、学ぶ機会を確保し、理解を示すとともに、愛 情と厳しさをもって接することが必要です。

このことは、私たち世田谷区民が果たさなければならない役割であると考え、子どもが育つことに喜びを感じることができる社会を実現するため、世田谷区は、すべての世田谷区民と力を合わせ、子どもがすこやかに育つことのできるまちをつくることを宣言して、この条例を定めます。

第1章 総則

(条例制定の理由)

第1条 この条例は、子どもがすこやかに育つことができるよう基本となることがらを定めるものです。

(言葉の意味)

第2条 この条例で「子ども」とは、まだ18歳に なっていないすべての人のことをいいます。

(条例の目標)

- 第3条 この条例が目指す目標は、次のとおりとします。
 - (1) 子ども一人ひとりが持っている力を思い 切り輝かせるようにする。
 - (2) 子どもがすこやかに育つことを手助けし、子どものすばらしさを発見し、理解して、 子育ての喜びや育つ喜びを分かち合う。
 - (3) 子どもが育っていく中で、子どもと一緒に地域の社会をつくる。

(保護者の務め)

第4条 保護者は、子どもの養育と成長について 責任があることを自覚し、ふれあいの機会を大 切にして、子どもがすこやかに育つよう全力で 努めなければなりません。

(学校の務め)

第5条 学校は、子どもが人間性を豊かにし、将来への可能性を開いていくため、地域の社会と一体となって、活動をしていくよう努めなければなりません。

(区民の務め)

第6条 区民は、地域の中で、子どもがすこやか に育つことができ、また、子育てをしやすい環 境をつくっていくため、積極的に役割を果たす よう努めなければなりません。

(事業者の務め)

第7条 事業者は、その活動を行う中で、子どもがすこやかに育つことができ、また、子育てをしやすい環境をつくっていくため、配慮するよう努めなければなりません。

(区の務め)

第8条 区は、子どもについての政策を総合的に

実施します。

2 区は、子どもについての政策を実施するとき は、保護者、学校、区民、事業者などと連絡を とり、協力しながら行います。

第2章 基本となる政策

(健康と環境づくり)

第9条 区は、子どもの健康を保持し、増進していくとともに、子どもがすこやかに育つための安全で良好な環境をつくっていくよう努めていきます。

(場の確保など)

- 第10条 区は、子どもが遊び、自分を表現し、 安らぐための場を自分で見つけることができる よう必要な支援に努めていきます。
- 2 区は、子どもが個性をのばし、人間性を豊か にするための体験や活動について必要な支援に 努めていきます。

(子どもの参加)

第11条 区は、子どもが参加する会議をつくる などしていろいろな意見をきき、子どもが自主 的に地域の社会に参加することができる仕組み をつくるよう努めていきます。

(虐待の禁止など)

- 第12条 だれであっても、子どもを 着待しては なりません。
- 2 区は、 着待を防止するため、地域の人たち と連絡をとり、協力しながら、子育てをしてい る家庭に対し、必要なことを行うよう努めてい きます。
- 3 区は、 虐待を早期に発見し、子どもを保護するため、すべての区民に必要な理解が広まるよう努めていくとともに、児童相談所や自主活動をしている団体と連絡をとり、協力しながら、 虐待の防止のための仕組みをつくるよう努めていきます。

(いじめへの対応)

- 第13条 だれであっても、いじめをしてはなり ません。
- 2 区は、いじめを防止するため、すべての区民 に必要な理解が広まるよう努めていくととも に、いじめがあったときに、すみやかに解決す

るため、保護者や地域の人たちと連絡をとり、 協力するなど必要な仕組みをつくるよう努めて いきます。

(子育てへの支援)

第14条 区は、地域の中での助け合いや連絡を 強め、子育てをしている人たちのために必要な ことを行うよう努めていきます。

第3章 子どもの人権擁護

(世田谷区子どもの人権擁護委員の設置)

- 第15条 区は、子どもの人権を擁護し、子どもの権利の侵害をすみやかに取り除くことを目的として、区長と教育委員会の附属機関として世田谷区子どもの人権擁護委員(以下「擁護委員」といいます。)を設置します。
- 2 擁護委員は、3人以内とします。
- 3 擁護委員は、人格が優れ、子どもの人権について見識のある人のうちから区長と教育委員会が委嘱します。
- 4 擁護委員の任期は3年とします。ただし、再 任することができるものとします。
- 5 区長と教育委員会は、擁護委員が心身の故障 によりその仕事ができないと判断したときや、 擁護委員としてふさわしくない行いがあると判 断したときは、その職を解くことができます。
- 6 擁護委員に対する報酬は、世田谷区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年10月世田谷区条例第28号)の規定により区長が定める額を支給します。

(擁護委員の仕事)

第16条 擁護委員は、次の仕事を行います。

- (1) 子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な助言や支援をすること。
- (2) 子どもの権利の侵害についての調査をすること。
- (3) 子どもの権利の侵害を取り除くための調整や要請をすること。
- (4) 子どもの権利の侵害を防ぐための意見を 述べること。
- (5) 子どもの権利の侵害を取り除くための要請、子どもの権利の侵害を防ぐための意見などの内容を公表すること。

- (6) 子どもの権利の侵害を防ぐための見守り などの支援をすること。
- (7) 活動の報告をし、その内容を公表すること。
- (8) 子どもの人権の擁護についての必要な理解を広めること。

(擁護委員の務めなど)

- 第17条 擁護委員は、子どもの人権を擁護し、子どもの権利の侵害を取り除くため、区長、教育委員会、保護者、区民、事業者など(以下「関係機関など」といいます。)と連絡をとり、協力しながら、公正かつ中立に仕事をしなければなりません。
- 2 擁護委員は、その地位を政党や政治的目的の ために利用してはなりません。
- 3 擁護委員は、仕事をする上で知った他人の秘密をもらしてはなりません。擁護委員を辞めた後も同様とします。

(擁護委員への協力)

- 第18条 区は、擁護委員の設置の目的をふまえ、 その仕事に協力しなければなりません。
- 2 保護者、区民、事業者などは、擁護委員の仕事に協力するよう努めなければなりません。

(相談と申立て)

- 第19条 子ども (次に定めるものとします。) は、 雑護委員に、自分の権利への侵害について相談 することやその侵害を取り除くための申立てを することができます。また、だれであっても、 雑護委員に、次に定めるものの権利の侵害につ いて相談することやその侵害を取り除くための 申立てをすることができます。
 - (1) 区内に住所を有する子ども
 - (2) 区内にある事業所で働いている子ども
 - (3) 区内にある学校、児童福祉施設などに、 通学、通所や入所している子ども
- (4) 子どもに準ずるものとして規則で定めるもの (調査と調整)
- 第20条 擁護委員は、子どもの権利の侵害を取り除くための申立てに基づき、また、必要に応じて、子どもの権利の侵害についての調査をするものとします。ただし、擁護委員が特別の事情があると認めるときを除き、規則で定める場合においては、調査をしないことができます。

- 2 擁護委員は、関係機関などに対し調査のため に必要な書類を提出するよう求めることや、そ の職員などに対し調査のために質問することが できるものとします。
- 3 擁護委員は、調査の結果、必要と認めるときは、子どもと関係機関などとの仲介をするなど、子どもの権利の侵害を取り除くための調整をすることができます。

(要請と意見など)

- 第21条 擁護委員は、調査や調整の結果、子どもの権利の侵害を取り除くため必要と認めるときは、関係機関などに対してそのための要請をすることができます。
- 2 擁護委員は、子どもの権利の侵害を防ぐため 必要と認めるときは、関係機関などに対してそ のための意見を述べることができます。
- 3 要請や意見を受けた区長や教育委員会は、その要請や意見を尊重し、適切に対応しなければなりません。
- 4 要請や意見を受けた区長と教育委員会以外の 関係機関などは、その要請や意見を尊重し、対 応に努めなければなりません。
- 5 擁護委員は、区長や教育委員会に対して要請 をしたときや意見を述べたときは、その対応に ついての報告を求めることができます。
- 6 擁護委員は、必要と認めるときは、要請、意見、 対応についての報告の内容を公表することがで きます。この場合においては、個人情報の保護 について十分に配慮しなければなりません。
- 7 擁護委員は、その協議により要請をし、意見 を述べ、また、この要請や意見の内容を公表す るものとします。

(見守りなどの支援)

第22条 擁護委員は、子どもの権利の侵害を取り除くための要請などをした後も、必要に応じて、関係機関などと協力しながら、その子どもの見守りなどの支援をすることができます。

(活動の報告と公表)

第23条 擁護委員は、毎年、区長と教育委員会 に活動の報告をし、その内容を公表するものと します。

(擁護委員の庶務など)

- 第24条 擁護委員の庶務は、子ども・若者部で行います。
- 2 擁護委員の仕事を補佐するため、相談・調査 専門員を置きます。
- 3 擁護委員に準じて、第15条第6項と第17条 の規定は、相談・調査専門員に適用します。

第4章 推進計画と評価

(推進計画)

- 第25条 区長は、子どもについての政策を進めていくための基本となる計画(以下「推進計画」といいます。)をつくります。
- 2 区長は、推進計画をつくるときは、区民の意 見が生かされるよう努めなければなりません。
- 3 区長は、推進計画をつくったときは、すみや かに公表します。

(評価)

- 第26条 区長は、子どもについての政策を有効 に進めていくため、推進計画に沿って行った結 果について評価をします。
- 2 区長は、推進計画に沿って行った結果について評価をするときは、区民の意見が生かされるよう努めなければなりません。
- 3 区長は、推進計画に沿って行った結果について評価をしたときは、すみやかにその評価の内容を公表します。

第5章 推進体制など

(推進体制)

第27条 区長は、子どもについての政策を計画 的に進めていくため、推進体制を整備します。

(国、東京都などとの協力)

第28条 区は、子どもがすこやかに育つための 環境をつくっていくため、国、東京都などに協 力を求めていきます。

(雇い主の協力)

- 第29条 雇い主は、職場が従業員の子育てに配慮 したものであるよう努めていくものとします。
- 2 雇い主は、子どもがすこやかに育つことに関わる活動や子育てを支える活動へ従業員が参加することについて配慮するよう努めていくものとします。

(地域の中での助け合い)

第30条 区は、子どもがすこやかに育つことのできるまちをつくっていくため、地域の中での助け合いに必要なことを行うとともに、自発的な活動がなされるよう必要な取組を行います。(啓発)

第31条 区は、この条例の意味や内容について、 すべての区民に理解してもらうよう努めなけれ ばなりません。

第6章 雑則

(委任)

第32条 この条例を施行するために必要なことは、区長が定めます。

が 則

この条例は、平成14年4月1日から施行します。

が則

この条例は、平成25年4月1日から施行します。ただし、第2章の次に1章を加える改正規定 (第19条から第23条までに係る部分に限ります。) は、規則で定める日から施行します。

附前

この条例は、平成26年4月1日から施行します。

世田谷区子ども条例施行規則

世田谷区子ども条例施行規則

平成25年3月29日規則第46号 改正 平成28年1月29日規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、世田谷区子ども条例(平成 13年12月世田谷区条例第64号。以下「条例」 という。)の施行について必要な事項を定める ものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義 は、条例において使用する用語の例による。

(兼職の禁止)

第3条 擁護委員(条例第15条第1項に規定する 擁護委員をいう。以下同じ。)は、国会議員、 地方公共団体の議会の議員及び長、政党その他 の政治団体の役員並びに主として区に対し請負 をする法人その他の団体の役員と兼ねることが できない。

(申立て)

- 第4条 申立て(条例第19条に規定する権利の侵害を取り除くための申立てをいう。以下同じ。)は、擁護委員に申立書(第1号様式)を提出することにより行うものとする。ただし、擁護委員がやむを得ないと認める場合は、口頭により行うことができるものとする。
- 2 前項ただし書の場合において、当該申立ての 内容は、口頭申立記録書(第2号様式)に記録 するものとする。

(子どもに準ずるもの)

- 第5条 条例第19条第4号の子どもに準ずるもの として規則で定めるものは、18歳又は19歳で ある者であって、次のいずれかに該当するもの とする。
 - (1) 区内に住所を有する者であって、主に18 歳未満の者が通学、通所又は入所することが できる学校、児童福祉施設等に、通学、通所 又は入所しているもの
 - (2) 区内に存する主に18歳未満の者が通学、 通所又は入所することができる学校、児童福 祉施設等に、通学、通所又は入所しているもの

(調査をしないことができる場合)

第6条 条例第20条第1項ただし書の規則で定め

る場合は、申立てに係る事案が次の各号のいず れかに該当する場合とする。

- (1) 現に裁判所において係争中である場合又は既に裁判所において判決等があった場合
- (2) 現に行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定による審査請求が行われている場合又は審査請求に対する裁決を経て確定している場合
- (3) 世田谷区地域保健福祉推進条例(平成8年 3月世田谷区条例第7号)第26条に規定する 世田谷区保健福祉サービス苦情審査会に現に 諮問されている場合又は既に諮問され、処理 が終了している場合
- (4) 世田谷区議会になされた請願又は陳情に 係るものである場合
- (5) 擁護委員の行為に係るものである場合
- (6) 前各号に掲げるもののほか、虚偽その他の理由により調査(条例第20条第1項の子どもの権利の侵害についての調査をいう。以下同じ。)をすることが適当でないと擁護委員が認める場合
- 2 擁護委員は、条例第20条第1項ただし書の規 定により調査をしないときは、調査対象外通知 書(第3号様式)により、申立てをした者(以下 「申立者」という。)に理由を付してその旨を通 知するものとする。

(調査の同意)

- 第7条 擁護委員は、調査をする場合において、 調査が権利を侵害された子ども又はその保護者 からの申立てによるものでないときは、同意書 (第4号様式)により、当該権利を侵害された子 ども又はその保護者の同意を得なければならな い。ただし、当該子どもの生命又は身体の保護 を図るために必要がある場合であって、当該子 どもの置かれている状況等から、同意を得るこ とが困難であると認めるときは、同意を得ずに 調査をすることができる。
- 2 前項ただし書の規定により、同意を得ずに調査をする場合は、当該子ども又はその保護者の個人情報の保護に十分に配慮しなければならない。

(調査の実施)

- 第8条 擁護委員は、必要と認めるときは、関係機関等(条例第17条に規定する関係機関などをいう。以下同じ。)に調査実施通知書(第5号様式)により通知した上、その施設に立ち入って調査をし、又は当該関係機関等に説明又は文書の提出を求めることができるものとする。ただし、区長及び教育委員会以外の関係機関等の施設に立ち入って調査をする場合は、当該関係機関等の同意を得なければならない。
- 2 擁護委員は、必要と認めるときは、専門的事項に関する学識経験を有する者等に、当該専門的事項に関する分析、鑑定等を依頼することができるものとする。この場合において、擁護委員は、個人情報の保護を図るため必要な措置を講じなければならない。

(調査の中止)

- 第9条 擁護委員は、調査の開始後に、調査の必要がないと認めるときは、調査を中止することができるものとする。
- 2 前項の場合において、申立者、第7条第1項の 同意をした子ども若しくはその保護者(以下「同 意者」という。)又は前条第1項の規定による立 入調査の対象となった関係機関等(以下「立入 調査対象関係機関等」という。)があるときは、 調査中止通知書(第6号様式)により理由を付 してその旨を通知するものとする。

(調査の終了)

第10条 擁護委員は、調査が終了した場合において、申立者、同意者又は立入調査対象関係機関等があるときは、調査結果通知書(第7号様式)によりその結果を通知するものとする。

(要請及び意見)

- 第11条 擁護委員は、要請(条例第21条第1項 に規定する子どもの権利の侵害を取り除くため の要請をいう。)をし、又は意見(条例第21条 第2項に規定する子どもの権利の侵害を防ぐた めの意見をいう。)を述べる場合は、区長及び 教育委員会にその内容を通知した上、要請・意 見表明通知書(第8号様式)により行うものと する。
- 2 前項の場合において、申立者又は同意者があるときは、その内容を通知するものとする。

(対応についての報告)

第12条 擁護委員は、区長又は教育委員会が条

例第21条第5項の規定による対応についての報告の求めに応じた場合において、申立者又は同意者があるときは、要請・意見表明への対応内容通知書(第9号様式)によりその内容を通知するものとする。

(公表)

第13条 条例第21条第6項の規定による要請、 意見及び対応についての報告の内容の公表及び 条例第23条の規定による活動の内容の公表は、 公告その他の広く区民に周知させる方法により 行うものとする。

(身分証明書)

第14条 擁護委員及び相談・調査専門員(条例第24条第2項の相談・調査専門員をいう。) は、調査又は調整(条例第20条第3項の子どもの権利の侵害を取り除くための調整をいう。) をするときは、身分証明書(第10号様式)を携帯し、請求があったときは、これを提示しなければならない。

(擁護委員会議)

- 第15条 擁護委員の職務執行の一般方針その他 の必要な事項を決定するため、擁護委員全員で 構成する擁護委員会議を設置するものとする。
- 2 擁護委員会議に代表擁護委員を置き、擁護委員の互選によりこれを定めるものとする。
- 3 擁護委員会議は、代表擁護委員が招集するものとする。
- 4 擁護委員会議は、非公開とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、擁護委員会議の 運営に関し必要な事項は、代表擁護委員が定め るものとする。

(委任)

第16条 この規則の施行に関し必要な事項は、 区長が別に定める。

附則

この規則は、世田谷区子ども条例等の一部を改正する条例(平成24年12月世田谷区条例第82号)第1条中世田谷区子ども条例第2章の次に1章を加える改正規定(第19条から第23条までに係る部分に限る。)の施行の日から施行する。ただし、第1条から第3条まで、第15条及び第16条の規定は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

相談状況の集計推移(年度の記載がない表は全て平成29年度の集計です)

1. 初回の相談方法と件数(新規件数)

	年度	電話	メール	面接	手紙	FAX	合計
	26	108 (49.3%)	21 (9.6%)	3 (1.4%)	3 (1.4%)	_	135 (61.6%)
子ども	27	131 (54.8%)	23 (9.6%)	3 (1.3%)	1 (0.4%)	_	158 (66.1%)
729	28	151 (48.9%)	32 (10.4%)	5 (1.6%)	1 (0.3%)	_	189 (61.2%)
	29	155 (80.7%)	25 (13.0%)	10 (5.2%)	2 (1.0%)	_	192 (100.0%)
	26	80 (36.5%)	3 (1.4%)	1 (0.5%)	_	_	84 (38.4%)
おとな	27	72 (30.1%)	3 (1.3%)	6 (2.5%)	_	_	81 (33.9%)
4054	28	111 (35.9%)	4 (1.3%)	5 (1.6%)	_	_	120 (38.8%)
	29	106 (82.8%)	11 (8.6%)	10 (7.8%)	1 (0.8%)	_	128 (100.0%)
	26	188 (85.8%)	24 (11.0%)	4 (1.8%)	3 (1.4%)	_	219 (100.0%)
合計	27	203 (84.9%)	26 (10.9%)	9 (3.8%)	1 (0.4%)	_	239 (100.0%)
音計	28	262 (84.8%)	36 (11.7%)	10 (3.2%)	1 (0.3%)	<u> </u>	309 (100.0%)
	29	261 (81.6%)	36 (11.3%)	20 (6.3%)	3 (0.9%)	<u> </u>	320 (100.0%)

※平成29年度より割合の算出方法を変更

2. 初回の相談者の内訳 (新規件数)

年度	本人	母親	父親	祖父母	友達	きょうだい	関係機関	その他	合計
26	131 (59.8%)	68 (31.1%)	4 (1.8%)	3 (1.4%)	4 (1.8%)	_	3 (1.4%)	6 (2.7%)	219 (100.0%)
27	158 (66.1%)	61 (25.5%)	8 (3.3%)	2 (0.8%)	_	_	6 (2.5%)	4 (1.7%)	239 (100.0%)
28	186 (60.2%)	89 (28.8%)	8 (2.6%)	5 (1.6%)	3 (1.0%)	_	10 (3.2%)	8 (2.6%)	309 (100.0%)
29	190 (59.4%)	104 (32.5%)	6 (1.9%)		2 (0.6%)	_	13 (4.1%)	5 (1.6%)	320 (100.0%)

3. 相談対象となる子どもの所属(新規件数)

年度	未就学	小学校	中学校	高校等	不明	合計
26	8 (3.7%)	129 (58.9%)	50 (22.8%)	26 (11.9%)	6 (2.7%)	219 (100.0%)
27	1 (0.4%)	138 (57.7%)	66 (27.6%)	26 (10.9%)	8 (3.3%)	239 (100.0%)
28	6 (1.9%)	176 (57.0%)	84 (27.2%)	39 (12.6%)	4 (1.3%)	309 (100.0%)
29	13 (4.1%)	184 (57.5%)	69 (21.6%)	54 (16.9%)	_	320 (100.0%)

4. 相談の内容 (新規件数)

年度	いじめ	学校・教職員 等の対応	虐待	不登校	行政の対応	非行·問題 行動	体罰	差別	セクハラ	学校事故
26	44 (20.1%)	19 (8.7%)	8 (3.7%)	4 (1.8%)	_	_	2 (0.9%)	1 (0.5%)	_	(0.5%)
27	30 (12.6%)	36 (15.1%)	7 (2.9%)	5 (2.1%)	(0.8%)	4 (1.7%)	_	_	_	(0.4%)
28	44 (14.2%)	41 (13.3%)	14 (4.5%)	6 (1.9%)	_	5 (1.6%)	6 (1.9%)	_	_	(0.3%)
29	44 (13.8%)	45 (14.1%)	12 (3.8%)	8 (2.5%)	4 (1.3%)	13 (4.1%)	4 (1.3%)	_	_	_
年度	対人関係 の悩み	家庭・家族 の悩み	子育ての 悩み	学校の 悩み	話し相手	学習・進路 の悩み	心身の 悩み	性の悩み	その他	合計
26	50 (22.8%)	26 (11.9%)	14 (6.4%)	9 (4.1%)	3 (1.4%)	4 (1.8%)	18 (8.2%)	2 (0.9%)	14 (6.4%)	219 (100.0%)
27	73 (30.5%)	28 (11.7%)	12 (5.0%)	4 (1.7%)	2 (0.8%)	6 (2.5%)	15 (6.3%)	2 (0.8%)	12 (5.0%)	239 (100.0%)
28	65 (21.0%)	39 (12.6%)	16 (5.2%)	33 (10.7%)	7 (2.3%)	10 (3.2%)	12 (3.9%)	1 (0.3%)	9 (2.9%)	309 (100.0%)
29	87 (27.2%)	32 (10.0%)	15 (4.7%)	18 (5.6%)	4 (1.3%)	10 (3.1%)	17 (5.3%)	_	7 (2.2%)	320 (100.0%)

5. 相談内容別 (新規件数のうち初回の相談者が子どもの場合の件数)

年度	いじめ	学校・教職員 等の対応	虐待	不登校	行政の対応	非行·問題 行動	体罰	差別	セクハラ	学校事故
26	24 (17.8%)	9 (6.7%)	2 (1.5%)	1 (0.7%)	_		1 (0.7%)	1 (0.7%)	_	_
27	16 (10.1%)	11 (7.0%)	4 (2.5%)	2 (1.3%)	_	_	_	1	_	_
28	19 (10.1%)	17 (9.0%)	6 (3.2%)	2 (1.1%)	_	_	4 (2.1%)		_	_
29	25 (13.0%)	13 (6.8%)	5 (2.6%)	2 (1.0%)	_	6 (3.1%)	1 (0.5%)	-	_	_
年度	対人関係 の悩み	家庭・家族 の悩み	子育ての 悩み	学校の 悩み	話し相手	学習・進路 の悩み	心身の 悩み	性の悩み	その他	合計
26	42 (31.1%)	17 (12.6%)	_	6 (4.4%)	3 (2.2%)	4 (3.0%)	15 (11.1%)	2 (1.5%)	8 (5.9%)	135 (100.0%)
27	66 (41.8%)	23 (14.6%)	_	4 (2.5%)	1 (0.6%)	6 (3.8%)	15 (9.5%)	2 (1.3%)	8 (5.1%)	158 (100.0%)
28	59 (31.2%)	34 (18.0%)	_	17 (9.0%)	7 (3.7%)	5 (2.6%)	11 (5.8%)	1 (0.5%)	7 (3.7%)	189 (100.0%)
29	75 (39.1%)	28 (14.6%)	_	10 (5.2%)	4 (2.1%)	8 (4.2%)	12 (6.3%)	_	3 (1.6%)	192 (100.0%)

6. 子どもの性別 (新規件数)

年度	男	女	不明	合計
26	81 (37.0%)	133 (60.7%)	5 (2.3%)	219 (100.0%)
27	100 (41.8%)	134 (56.1%)	5 (2.1%)	239 (100.0%)
28	133 (43.0%)	164 (53.1%)	12 (3.9%)	309 (100.0%)
29	140 (43.8%)	163 (50.9%)	17 (5.3%)	320 (100.0%)

7. 子どもの性別 (新規件数のうち初回の相談者が子どもの場合の件数)

年度	男	女	不明	合計
26	38 (28.1%)	96 (71.1%)	1 (0.7%)	135 (100.0%)
27	49 (31.0%)	106 (67.1%)	3 (1.9%)	158 (100.0%)
28	65 (34.4%)	123 (65.1%)	1 (0.5%)	189 (100.0%)
29	67 (34.9%)	124 (64.6%)	1 (0.5%)	192 (100.0%)

8. 相談者の相談方法(延べ相談回数)

	電話	メール	面接	手紙	FAX	合計
子ども	316 (25.1%)	161 (12.8%)	109 (8.7%)	4 (0.3%)	1 (0.1%)	591 (46.9%)
おとな	446 (35.4%)	127 (10.1%)	89 (7.1%)	5 (0.4%)	2 (0.2%)	669 (53.1%)
合計	762 (60.5%)	288 (22.9%)	198 (15.7%)	9 (0.7%)	3 (0.2%)	1,260 (100.0%)

9. 「せたホッと」から相談者への対応方法(延べ対応回数)※

	電話	メール	面接	手紙	FAX	合計
子ども	35 (5.4%)	162 (25.0%)	24 (3.7%)	6 (0.9%)	1 (0.2%)	228 (35.2%)
おとな	254 (39.3%)	108 (16.7%)	46 (7.1%)	5 (0.8%)	6 (0.9%)	419 (64.8%)
合計	289 (44.7%)	270 (41.7%)	70 (10.8%)	11 (1.7%)	7 (1.1%)	647 (100.0%)

10. 委員・専門員の総活動回数(方法別) ※

年度	電話	メール	面接	手紙	FAX	合計
26	1,134 (65.7%)	346 (20.0%)	235 (13.6%)	8 (0.5%)	3 (0.2%)	1,726 (100.0%)
27	1,383 (67.6%)	333 (16.3%)	306 (14.9%)	16 (0.8%)	9 (0.4%)	2,047 (100.0%)
28	1,445 (60.7%)	633 (26.6%)	279 (11.7%)	6 (0.3%)	17 (0.7%)	2,380 (100.0%)
29	1,469 (60.9%)	562 (23.3%)	346 (14.4%)	21 (0.9%)	13 (0.5%)	2,411 (100.0%)

11. 委員・専門員の総活動回数(対応先別) ※ 12. 新規件数と総活動回数の月別推移

年度	子ども	おとな	関係機関	合計
26	721	599	406	1,726
	(41.8%)	(34.7%)	(23.5%)	(100.0%)
27	790	703	554	2,047
	(38.6%)	(34.3%)	(27.1%)	(100.0%)
28	1,133	727	520	2,380
	(47.6%)	(30.5%)	(21.8%)	(100.0%)
29	819	1,088	504	2,411
	(34.0%)	(45.1%)	(20.9%)	(100.0%)

	新規	件数	総活動	助回数
4月	12	(3.8%)	150	(6.2%)
5月	24	(7.5%)	134	(5.6%)
6月	59	(18.4%)	224	(9.3%)
7月	22	(6.9%)	230	(9.5%)
8月	17	(5.3%)	174	(7.2%)
9月	39	(12.2%)	195	(8.1%)
10月	30	(9.4%)	201	(8.3%)
11月	33	(10.3%)	232	(9.6%)
12月	27	(8.4%)	233	(9.7%)
1月	15	(4.7%)	151	(6.3%)
2月	18	(5.6%)	183	(7.6%)
3月	24	(7.5%)	304	(12.6%)
合計	320	(100.0%)	2,411	(100.0%)

13. 初回の相談方法と初回の相談者別クロス集計

	本人	母親	父親	祖父母	友だち	きょうだい	関係機関	その他	合計
電話	153 (47.8%)	92 (28.8%)	3 (0.9%)	_	2 (0.6%)	_	8 (2.5%)	3 (0.9%)	261 (81.6%)
メール	25 (7.8%)	7 (2.2%)	1 (0.3%)	_	_	_	2 (0.6%)	1 (0.3%)	36 (11.3%)
面接	10 (3.1%)	4 (1.3%)	2 (0.6%)	_	_	_	3 (0.9%)	1 (0.3%)	20 (6.3%)
手紙	2 (0.6%)	1 (0.3%)	_	_	_	_	_	_	3 (0.9%)
FAX	_	_	_	_	_	_	_		_
合計	190 (59.4%)	104 (32.5%)	6 (1.9%)	_	2 (0.6%)	_	13 (4.1%)	5 (1.6%)	320 (100.0%)

14. すべての相談回数における相談方法と相談者別クロス集計 ※

	電話	メール	面接	手紙	FAX	合計
子ども	351	323	133	10	2	819
	(14.6%)	(13.4%)	(5.5%)	(0.4%)	(0.1%)	(34.0%)
おとな	700	235	135	10	8	1,088
	(29.0%)	(9.7%)	(5.6%)	(0.4%)	(0.3%)	(45.1%)
関係機関	418 (17.3%)	4 (0.2%)	78 (3.2%)	1 (0%)	3 (0.1%)	504 (20.9%)
合計	1,469	562	346	21	13	2,411
	(60.9%)	(23.3%)	(14.4%)	(0.9%)	(0.5%)	(100.0%)

15. 総活動回数における対応方法と対応時間別クロス集計※

	10分未満	10分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分以上 2時間未満	2時間以上	メール・ FAX	手紙	合計
電話 (相談者から)	290 (12.0%)	313 (13.0%)	126 (5.2%)	25 (1.0%)	4 (0.2%)	4 (0.2%)	_	_	762 (31.6%)
電話 (せたホッとから)	208 (8.6%)	53 (2.2%)	21 (0.9%)	7 (0.3%)	_	_	_	_	289 (12.0%)
電話 (関係機関者))	295 (12.2%)	113 (4.7%)	9 (0.4%)	1 (0%)	_	_	_	_	418 (17.3%)
メール (相談者から)	_	_	_	_	_	_	288 (11.9%)	_	288 (11.9%)
メール (せたホッとから)	_	_	_	_	_	_	270 (11.2%)	_	270 (11.2%)
メール (関係機関(者))	_	_	_	_	_	_	4 (0.2%)	_	4 (0.2%)
面接 (事務所)	9 (0.4%)	26 (1.1%)	41 (1.7%)	57 (2.4%)	36 (1.5%)	29 (1.2%)	_	_	198 (8.2%)
訪問 (学校)	1 (0%)	2 (0.1%)	4 (0.2%)	5 (0.2%)	8 (0.3%)	29 (1.2%)	_	_	49 (2.0%)
訪問 (その他)	1 (0%)	-	2 (0.1%)	3 (0.1%)	6 (0.2%)	9 (0.4%)	_	_	21 (0.9%)
訪問 (関係機関者))	6 (0.2%)	3 (0.1%)	18 (0.7%)	23 (1.0%)	15 (0.6%)	13 (0.5%)	_	_	78 (3.2%)
手紙 (相談者から)	_		_	_	_	_	_	9 (0.4%)	9 (0.4%)
手紙 (せたホッとから)	_	-	_	_	_	_	_	11 (0.5%)	11 (0.5%)
手紙 (関係機関者))	_	_	_	_	_	_	_	1 (0%)	1 (0%)
FAX (相談者から)	_	_	_	_	_	_	3 (0.1%)	_	3 (0.1%)
FAX (せたホッとから)	_	_	_	_	_	_	7 (0.3%)	_	7 (0.3%)
FAX (関係機関者))	_	_	_	_	_	_	3 (0.1%)	_	3 (0.1%)
合計	810 (33.6%)	510 (21.2%)	221 (9.2%)	121 (5.0%)	69 (2.9%)	84 (3.5%)	575 (23.8%)	21 (0.9%)	2,411 (100.0%)

16. 相談の継続回数と相談内容のクロス集計

	いじめ	学校·教職員 等の対応	虐待	不登校	行政の対応	非行·問題 行動	体罰	差別	セクハラ	学校事故
1回のみ	27 (8.4%)	21 (6.6%)	2 (0.6%)	1 (0.3%)	2 (0.6%)	5 (1.6%)	_		_	_
2~9回	9 (2.8%)	13 (4.1%)	6 (1.9%)	4 (1.3%)	2 (0.6%)	4 (1.3%)	2 (0.6%)	_	_	_
10回以上	8 (2.5%)	11 (3.4%)	4 (1.3%)	3 (0.9%)	_	4 (1.3%)	2 (0.6%)			_
合計	44 (13.8%)	45 (14.1%)	12 (3.8%)	8 (2.5%)	4 (1.3%)	13 (4.1%)	4 (1.3%)		_	_
	対人関係 の悩み	家庭・家族 の悩み	子育ての 悩み	学校の 悩み	話し相手	学習・進路 の悩み	心身の 悩み	性の悩み	その他	合計
1回のみ	57 (17.8%)	16 (5.0%)	10 (3.1%)	10 (3.1%)	1 (0.3%)	4 (1.3%)	5 (1.6%)	_	4 (1.3%)	165 (51.6%)
2~9回	22 (6.9%)	15 (4.7%)	4 (1.3%)	3 (0.9%)	2 (0.6%)	5 (1.6%)	8 (2.5%)	_	3 (0.9%)	102 (31.9%)
10回以上	8 (2.5%)	1 (0.3%)	1 (0.3%)	5 (1.6%)	1 (0.3%)	1 (0.3%)	4 (1.3%)		_	53 (16.6%)
合計	87 (27.2%)	32 (10.0%)	15 (4.7%)	18 (5.6%)	4 (1.3%)	10 (3.1%)	17 (5.3%)	_	7 (2.2%)	320 (100.0%)

17. 初回の相談受付の曜日別(新規件数)

月曜日	47 (14.7%)
火曜日	53 (16.6%)
水曜日	53 (16.6%)
木曜日	63 (19.7%)
金曜日	46 (14.4%)
土曜日	19 (5.9%)
メール・手紙	39 (12.2%)
合計	320 (100.0%)

19. 総活動回数(男女別) ※

男	1,292 (53.6%)
女	1,016 (42.1%)
不明	103 (4.3%)
合計	2,411 (100.0%)

18. 初回の相談受付の時間帯別(新規件数)

6 (1.9%)
2 (0.6%)
9 (2.8%)
39 (12.2%)
25 (7.8%)
33 (10.3%)
50 (15.6%)
33 (10.3%)
41 (12.8%)
43 (13.4%)
39 (12.2%)
320 (100.0%)

20. 初回の相談件数における相談の内容と発生場所のクロス表 (新規件数)

	学校	家庭	塾・習い事	近所	幼稚園・ 保育園	施設 (入所·通所)	児童館	その他	合計
対人関係 の悩み	74 (23.1%)	2 (0.6%)	5 (1.6%)	2 (0.6%)	_	_	2 (0.6%)	2 (0.6%)	87 (27.2%)
学校・教職員 等の対応	44 (13.8%)	_	_	_	_	1 (0.3%)	_	_	45 (14.1%)
いじめ	43 (13.4%)	_	_	_	_	_	1 (0.3%)	_	44 (13.8%)
家庭・家族の 悩み	_	32 (10.0%)	_	ı	_	_	ı	_	32 (10.0%)
心身の悩み	5 (1.6%)	7 (2.2%)	_	3 (0.9%)	_	_	_	2 (0.6%)	17 (5.3%)
子育ての悩み	2 (0.6%)	11 (3.4%)	_	1 (0.3%)	1 (0.3%)	_	_	_	15 (4.7%)
虐待	1 (0.3%)	11 (3.4%)	_	_	_	_	_	_	12 (3.8%)
学習・ 進路の悩み	7 (2.2%)	3 (0.9%)	_	_	_	_		_	10 (3.1%)
不登校	6 (1.9%)	1 (0.3%)	_	ı	1 (0.3%)	_	ı		8 (2.5%)
学校の悩み	18 (5.6%)	_	_	-	_	_	-	_	18 (5.6%)
非行·問題 行動	11 (3.4%)	1 (0.3%)	_	1 (0.3%)	_	_		_	13 (4.1%)
話し相手	2 (0.6%)	2 (0.6%)	_	_	_	_	_	_	4 (1.3%)
行政の対応	_	3 (0.9%)	_	_	_	(0.3%)	_	_	4 (1.3%)
体罰	2 (0.6%)	_	1 (0.3%)	_	_	(0.3%)	_	_	4 (1.3%)
性の悩み	_	_	_	_	_	_	_	_	_
学校事故	_	_	_	_	_	_	_	_	_
その他	2 (0.6%)	1 (0.3%)	_	2 (0.6%)	1 (0.3%)	1 (0.3%)	_	_	7 (2.2%)
合計	217 (67.8%)	74 (23.1%)	6 (1.9%)	9 (2.8%)	3 (0.9%)	4 (1.3%)	3 (0.9%)	4 (1.3%)	320 (100.0%)

21. 初回の相談件数における相談の内容と権利を侵害したとされる者のクロス表 (新規件数)

	いない	友だち	学校 関係者	父親	母親	父母以外	施設	近所の	先輩・	その他	不明	合計
			関係者	又 和	147 未元	の親族	関係者	おとな	後輩	-(V)[B	711473	
対人関係 の悩み	74 (23.1%)	11 (3.4%)	_	_	_	_	_	_	2 (0.6%)	_	_	87 (27.2%)
学校・教職 員等の対応	8 (2.5%)	_	35 (10.9%)	_	_	_	1 (0.3%)	_	_	_	(0.3%)	45 (14.1%)
いじめ	1 (0.3%)	41 (12.8%)	_		_	_	_	_	_		2 (0.6%)	44 (13.8%)
家庭・家族 の悩み	28 (8.8%)	_	_	3 (0.9%)	_	1 (0.3%)	_	_	_	_	_	32 (10.0%)
心身の 悩み	17 (5.3%)	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	17 (5.3%)
子育ての 悩み	14 (4.4%)	_	_	_	1 (0.3%)	_	_	_	_	_	_	15 (4.7%)
虐待	1	1	_	4 (1.3%)	7 (2.2%)	1 (0.3%)	1	_	-	1	_	12 (3.8%)
学習・ 進路の悩み	10 (3.1%)		_	1	-	-	-	_	_	1	_	10 (3.1%)
不登校	4 (1.3%)	1 (0.3%)	2 (0.6%)		_	_	_	_	_		1 (0.3%)	8 (2.5%)
学校の 悩み	14 (4.4%)	1 (0.3%)	2 (0.6%)				_	_	_		1 (0.3%)	18 (5.6%)
非行• 問題行動	10 (3.1%)	2 (0.6%)	_	_	_	_	_	_	_	_	1 (0.3%)	13 (4.1%)
話し相手	4 (1.3%)	1		1	1	1	1	_	1	1	_	4 (1.3%)
行政の 対応	3 (0.9%)		_	ı	-			_	_	l	1 (0.3%)	4 (1.3%)
体罰	_		2 (0.6%)	_	_	_	1 (0.3%)	1 (0.3%)	_		_	4 (1.3%)
性の悩み	_			_	_	_	_	_		_	_	_
学校事故	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
その他	1 (0.3%)	1 (0.3%)					2 (0.6%)	2 (0.6%)		1 (0.3%)		7 (2.2%)
合計	188 (58.8%)	57 (17.8%)	41 (12.8%)	7 (2.2%)	8 (2.5%)	2 (0.6%)	4 (1.3%)	3 (0.9%)	2 (0.6%)	1 (0.3%)	7 (2.2%)	320 (100.0%)

22. 委員が対応した場合の相談内容(新規件数のうち)

対人関係の悩み	5	(7.1%)
学校・教職員等の対応	17	(24.3%)
いじめ	13	(18.6%)
家庭・家族の悩み	2	(2.9%)
心身の悩み	3	(4.3%)
子育ての悩み	3	(4.3%)
虐待	8	(11.4%)
不登校	3	(4.3%)
学校の悩み	1	(1.4%)
行政の対応	2	(2.9%)
非行・問題行動	7	(10.0%)
体罰	4	(5.7%)
その他	2	(2.9%)
合計	70	(100.0%)

アンケート結果

せたがやふるさと区民まつり

- ■日時/平成29年8月5日(土)、6日(日) ■場所/若林公園
- ■内容/アンケート回答 ~ ゲーム「ホッとにホールインワン」

せたホッとアンケート回答者	こども (小学生以上)	未就学児 (おとな代筆)、 おとな	合計			
2日間合計	280	225	505			
せたホッとゲーム参加者(幼児:222、小学生:231、中学生:20、高校生5、不明等:27)						

小学生以上

アンケート1 あなたは 「せたホッと」 をしっていますか?	
①しっている	155
②しらない	125
無回答	0
슴計	280

アンケート2 あなたは「なちゅ」をしっていますか?	
①しっている	171
<pre>②しらない</pre>	109
無回答	0
合計	280

未就学児(おとな代筆)、おとな

アンケート1 あなたは [せたホッと] をしっていますか?	
①しっている	42
②しらない	179
無回答	4
승計	225

アンケート2 あなたは「なちゅ」をしっていますか?	
①しっている	42
② しらない	179
無回答	4
合計	225

FAX送信用

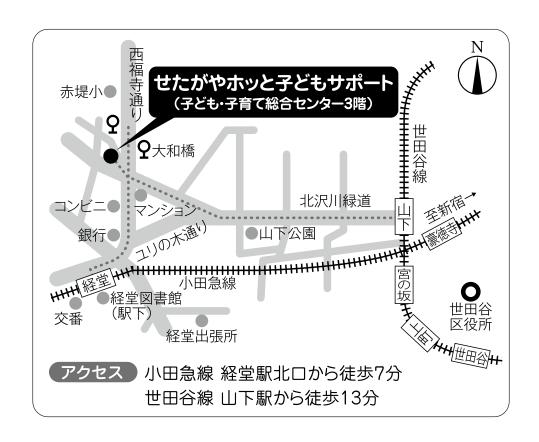
FAX番号 **03 (3439) 6777**



ホッとにきゅうさいFAX

(「せたがやホッと子どもサポート」へのそうだんFAX)

		年	月	日
^{そうだん} 相談したい内容は、次のどれにあてはまりますか。ひとつ	えらんでくださ	<u>5</u> []		
いじめ 体罰 いじめ・体罰ではない。	ディスラ 学校のこと		4	
**<たい たい たい ではない家庭のこと 職場のこと	その他のこ	٢		
#####################################				
あなた (相談したい人) のことを教えてください				
	らりがな:			
★せたホッとからの返事 FAXで返事がほしい FAX番号 電話または会って話したい電話番号		<u> </u>	え 事はいられ	ない
The property of the property	^{ねんれい} 年 齢	裁		
がっこうめい 学校名				
up j L j 住 所	**\v``? 性別			



せたがやホッと子どもサポート 活動報告書〈平成29年度〉 平成30年6月 発行

編集・発行/世田谷区子どもの人権擁護機関(せたがやホッと子どもサポート)

〒156-0051 東京都世田谷区宮坂3-15-15

(世田谷区立子ども・子育て総合センター3階)

TEL/03-3439-8415(事務局) FAX/03-3439-6777

せたがやホッと子どもサポートホームページ

http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/103/137/545/d00126031.html

相談専用電話 0120-810-293(フリーダイヤル)

★相談時間 月〜金:午後1時〜午後8時 土:午前10時〜午後6時 (日曜・祝日・年末年始をのぞく)